

平成28年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月14日 午前10時00分		
	散 会	12月14日 午後4時26分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	1	與 儀 常 次	2	上 原 祐 希
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	経 済 課 補 佐 兼 農 政 係 長	桃 原 秀 樹
	学校教育課長	田 港 朝 津	総 務 課 長 行 政 係	仲 原 雅 宏
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成28年12月14日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時01分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。

8番與那嶺好和議員の発言を許します。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 平成28年第4回定例会に当たり、先に通告しました一般質問を行います。

質問事項1. 村内の交差点・十字路の安全対策の進捗状況について。

質問要旨. 県道72号線名護運天港線、久田商店前の交差点から村道仲宗根運天線に至る十字路(防空壕前)は、レンタカーの事故が多く、早期の安全対策が必要と思われ、道路標識の設置、信号機の設置はできないか、平成27年9月定例会においても一般質問しました。

村当局は、昨年の答弁において「危険度の高い大きな道路については、交通安全対策の確保を図る上から、交通規制を管轄する本部署を通し県公安委員会へ信号機設置の要請を行ってまいります。」とのことでした。しかし、いまだに道路標識、信号機等の設置はありません。去る10月15日にも、久田商店前において事故が発生しております。昨年以降、どのような対策を講じてきたのか進捗状況をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 皆さん、おはようございます。

ご質問にお答えします。近年、県外や海外の観光客の皆様が今帰仁村へ多数訪れ、今帰仁城跡や古宇利島が活性化しており、村としても大変うれしい限りです。

しかし、観光客が増加する一方、去る10月15日に「県道名護運天港線の久田商店前交差点」で事故が発生したように、レンタカーによる交通事故が増加しています。

村としては、このような事実を真摯に受け止め、昨年の6月25日、10月19日及び今年の8月17日に本部警察署へ信号機、道路標識の設置、停止線の表示等を文書で要請をしています。村の度重なる要請を受け、本部警察署から沖縄県警察本部へ今年の9月21日に上申を行ったと伺っています。また、本部地区交通安全協会にも立看板等の設置を要請しています。

今後とも、レンタカーの増加が想定されます。交通安全対策の確保を図る上から本部地区交通安全協会とも連携し、危険度の高い交差点の改善を図るよう、交通規制を管轄する本部署を通して県公安委員会へ信号機設置等の要請を行い、村民や観光客にも安全・安心して過ごせる村づくりに努めてまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 久田商店の前は、この前から道路標識はやっている感じがするんですけども、道路標識ではなくて、向こうは点滅信号とか、標識は看板、やはり日本語ではなくて中国語とか、韓国語、英語、これ大きな看板がないと、海外から来るお客さんがどうしても向こうは一直線と思って走ってくるわけです。そういう面からも道路標識は昔と違って、今は海外から来るお客さんが多いものですから、こういう英語とか中国語、そして韓国語、いろいろ前と違って海外から観光客が多いですから。そういう管

理に関してもやはり道路標識はやるべきではないかと思います。そして湧川からの呉我山から来る十字路、向こうも非常に事故が多いわけです。向こうはスポットライト、看板がないから、大きな英語とか、中国語とか、こういう看板も要望すべきではないかという感じもするわけです。特に今帰仁村で一番多い事故地帯は、早急に標識か何かの対策は講じるべきではないかと。白線とかスポットライトとか、こうしないと今まで以上に、今帰仁村内だけでも去年で1,000件余るわけです、事故は。本部管内で5,000件、もう小さい事故から大きい事故まで。1,000件といたら、まだ今帰仁村は死亡事故が出ないからいいものの、死亡事故が出てからはもう間に合わないわけです。そのためにも事故発生地のところを重点に、大きな標識なり、点滅信号はつけるべきではないかと思う気がするわけです。それに対して村長、もう一度、大きな看板を立てるか。事故の多いところは点滅信号、信号機でなくても点滅でもいいですよ。それも安上がりしますから、電気料から何からしても。一番それがいいと思いますが、どうですか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 8番與那嶺議員の質問について、説明いたします。

まず危険な交差点への点滅信号機の設置等につきまして、早期にやるべきではないかというご質問についてでございますけれども、この件につきましても、昨年度来、ずっと点滅、交通規制の標示等を早急にやってもらえるよう、本部署には要請しているところです。今後も引き続き、その件について要請をしていきたいと考えております。本部地区の交通安全協会のほうとも、来る21日に本部地区の推進団体が本村に来られますけれども、そのおりに打ち合わせの件がありまして、会長通じて、危険箇所の設置について、どのような方々が、どのような国々の方々が多くいらっしゃるのか、その辺を検討しながら、外国語表示についても、みんなで協力してやっていきたいと思いますというお話を伺いましたので、そのように連携し協力しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 海外から来るお客さんは、レンタカーで来るお客さんは、もう道のスージグラー、全部歩いていっているんです、村内の。カーナビで、もう接触間近なところもたくさんあるんです、村内でも。部落内に入っても堂々と停止しないで来ますからね。だからこういうのはレンタカー会社とも話し合いをして、やはり交えて話し合いをしないと、これはできないと思います。古宇利でも今帰仁村でもそうですよ。もう海外の人が意味もわからない言葉を使って歩いていると、とめるにもとめられないし、スピードも外国慣れしているのか、スピードも出す。いろんなことがあるわけです。そういうことでやはり標識は英語と中国語、韓国語、特にこういうところからが多いですから、やはりこういうのは、村からも申し入れをするのが当たり前ではないかと思います。本当ですよ、部落内全部歩いていますよ、カーナビで。役場職員も、これ気づかないですか。もう本当に、道全部あるだけ全部歩きますよ、あれなんかは。迷惑なんですよ。地元としては。観光に来るのはいいんですけども、やはりこうやって事故を起こした場合は、大変なことになるわけです。治安も違うし、向こうと沖縄とは。そういう面からも、早急にやるべきところはやって、やらないと、今後また観光立県というぐらいですから、県ももうちょっと対策に対しては、強く村も出るべきだと思います、県に。早くやってくれと。ただ「検討します」だけでは通らないですよ。大きな事故が起きた場合はどうしますかということですよ。それに対して、もう一回、

県にも要求をして、この看板、大きな看板を立てるか立てないかですね。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

まず、レンタカー会社等についても要請したらどうかということでございましたので、その他についても役場と交通安全協会、それから警察も含めて、レンタカー会社のほうへ、どのようにお願いをしに行くか含めて考えていきたいと思えます。

あと、宿泊するホテルの関係者についても、チラシなど、どういった言語のほうが適当なのかを含めて、要請をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

次に、6番吉田清尊議員の発言を許します。6番吉田清尊議員。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

すみません、休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 一般質問をいたします。

1点目に、村運動公園ホッケー場の施設整備等について。

現在、村民の利用の一番多いグラウンドゴルフの練習、試合、大会で健康づくりと交流の場として、村ホッケー場を活用している方々は、大型芝刈り機の購入等による環境整備を強く要望しています。

J1リーグや日本代表がキャンプ地として利用し、多くのマスメディアが報道していたころの芝生は沖縄一と評判でした。現状の芝の状態は悪く、張替えが必要でございませう。整備が進められることにより、村内の小学生、中学生、高校生、青年、壮年の皆様の練習、試合環境が整えられます。また、県内、国内の多くのチーム、キャンプ地、試合、大会場としての活用が期待されます。久しくキャンプ地として活用されていないJ1リーグチームのキャンプ復活、琉球FCチームの来訪も期待できます。

スポーツ振興と村商工業・観光業の振興の観点から

- (1) アルミサッシ製の軽量のサッカーゴールポストの設置
- (2) サッカースパイクシューズの常時使用許可
- (3) 村内の高校生、中学生、小学生、社会人の方々のサッカー練習及び試合での積極的なホッケー場の利用、活用の推進
- (4) 大型芝刈り機（自動芝収納庫付）の新規購入
- (5) 芝生の張替え

以上のことについて村長のお考え、計画、見解をお伺いします。

2点目に、今帰仁城跡の補償金について。

(1) 以前にも一般質問を行いました。再度一般質問をいたします。今泊区財産の今帰仁城跡を今帰仁村に管理委託した数年後は、入場料収入の44.59%が今泊区への補償金でした。今泊区民の納得が得られるよう入場料収入の44.59%に戻す考えはあるでしょうか。お伺いします。もし、44.59%が無理との判断でしたら、幾らの金額が妥当だとお考えでしょうか。村長の見解をお伺いします。

(2) 補償金の引き上げ時期は、平成28年度の実施をお考えでしょうか。あるいは平成29年度に実施とお考えでしょうか。村長にお伺いします。

3点目に、天底地区と湧川地区の道路整備について。

(1) 天底農道後原2-1号線・農道後原3号線は、幹線村道と国道505号線をつなぐ道路です。

(2) 湧川農道平野原1号線・平野原2号線は、幹線村道につながり国道505号にも近い道路です。いずれの農道も、自動車の対面通行ができず、雨天時には歩行もできない状況であります。農業・産業用道路としても、生活道としてもとても不便な道路であります。地域の村民やこの道路を利用する村内外の方々には、対面通行のできる道路整備を強く願っています。

以上の(1)(2)の農道について、村民は早期の道路整備を望んでいます。整備するお考え、計画について、お伺いします。

4点目に、わらび細工製作者の育成と助成について。

最近、わらび細工職人の国吉春子さん(98歳)が、「森の名手・名人」として国土緑化推進機構から表彰されました。71年のわらび細工の制作活動が高く評価されたことによるものであります。新聞で大きく報道されました。匠の技は現在、息子さんに引き継がれています。沖縄県、全国でも今帰仁村だけで行われていると思われるわらび細工制作を継続していくためには、今帰仁村の助成、補助が不可欠であります。行政の助成がない状況が続くと、永久に消えていく運命にあると考えます。今帰仁村の貴重な文化遺産を後世に引き継ぐべく支援、助成するお考え、計画があるでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 おはようございます。吉田清尊議員の村運動公園ホッケー場の施設整備等について、今帰仁城跡の補償金については、管轄であります私のほうから、お答え申し上げます。

1点目のご質問ですが、サッカーの専有使用については、北側の多目的広場で行っていきたくと考えています。ゴールポストの設置については、検討していきたくと思います。

2点目、ホッケー場のサッカースパイクシューズの常時使用許可については、スパイクを使用すると、芝の剥がれやでこぼこがひどく、修復養生に3週間以上要します。平日の老人会が利用するグラウンドゴルフや他の利用者にも支障をきたしていますので、スパイクの使用を認めていません。スパイクを使用したサッカー練習は、北側の多目的広場を活用していただきたいと思っております。

3点目、村内の小中高校生、社会人のサッカー練習及び練習試合での積極的なホッケー場の利活用の推進について、沖縄県で唯一のホッケー場として、九州高校ホッケー大会やブロック国体の開催があり、スパイクを使用したサッカーの練習等は多目的広場を活用していただくと考えています。

4点目、大型芝刈り機（自動収納袋付）の新規購入については、12月補正予算で計上しております。

5点目、芝生の張替えについて、平成22年度、2010年美ら島高校総体時に張替えられ、7年しか経過していません。芝の張替えについては現在、想定していません。転圧、目砂入れ、エアレーションをしながら、良好な状態を保てるような整備をしていきたいと思えます。

2点目の今帰仁城跡の補償金についてのご質問にお答えします。

(1) これまで村と今泊区は37年間、今帰仁城跡内の字有地に関する補償額の協議を重ねてまいりました。2000年に琉球のグスク関連遺産群として、世界遺産に認定され観光客も増加をしています。入場者数の増加と共に補償金も増額してきております。

これまで今泊区と協議を重ねながら、現在の補償額となっております。村としましては文化庁や沖縄県との史跡の整備や補修管理を計画調整し、充実した整備や維持管理を行っております。今後もこれまで同様、入場者数を勘案し、今泊区との協議を行いながら話し合いを行ってまいりたいと考えています。

(2) のご質問にお答えします。補償金の契約時期につきましては、契約書の覚え書で「次回の契約の話し合いは、契約時に行うこととする。ただし、3カ年間、平成28年度から平成30年度は据え置きとする」となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問事項3のご質問にお答えします。

天底農道後原2-1号線、農道後原3号線並びに農道平野原1号線、2号線の整備については、先日、天底・湧川両区長より陳情書の提出がありました。

天底、湧川の当該農道について、村づくり交付金などの総合整備事業における農道整備では、農道延長が200m以上という採択要件があり、農道復原3号線・農道平野原2号線については、延長が要件に満たない状況であります。加えて、4路線に共通して耕作の現況、作付面積の不足等費用対効果が見込めないことから、現段階での補助事業としての採択は難しい状況にあります。

質問事項4のご質問にお答えします。本村の今泊区は、わらび細工の技術が受け継がれている本島唯一の集落であると認識しております。質問要旨の前段で吉田議員よりありましたとおり、去った10月19日に村歴史文化センターにおいて、「森の名手・名人」として、わらび細工の国吉春子さんが認定され、その伝達式が行われたところがございます。わらび細工については、現在、国吉春子さんの他2名の方が制作にあたっていると聞きしております。

ご質問にあります伝統工芸の技術継承にかかる支援、助成については、制作者の伝承意志の有無、村としてどの様なかわり方が技術継承として適当かも含め、制作者の意見もお聞きした上で、判断させていただきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 このサッカー場のアルミサッシ製の軽量のサッカーゴールポストでございますけれども、現在、村運動公園ホッケー場には、ゴールポストがございません。以前、Jリーグの多くのチームが来たときには、ゴールポストもあって、多くのプロのチーム、あるいは学生等も含めて、利用を活発に行っていました。ゴールポストのないサッカーのできる環境の沖縄県内市町村を調べたところ、1カ所

もゴールポストがないというところはございません。今のところですね、確認して、周辺の方々からお聞きしたところ、そういう意味ではゴールポストがぜひ必要であります。今実際、小学生、中学生、高校生もサッカー場でサッカーを練習をしております。そういう意味で、ゴールポストが早急に必要だと思いますけれども、平成29年度、当初予算で計画する予定、お考えがあるかどうか、お伺いしたいんですけれども。

それから、これは中学生以上は、ひとつの統一したゴールポストでありますけれども、小学生用はまた小型のものが別にありますので、この両方のゴールポストを両側のほうに設置すると。管理等は中学生が使うときの管理等は考えていただきたいわけですが、ぜひこれは今帰仁小学校を中心にジュニアチームがありまして、ジュニアチームの監督、それから今帰仁小学校の校長先生もぜひ中学生のゴールポストも設置していただきたいという要望でございます。

それから今帰仁中学校、北山高等学校、沖縄県シニアサッカー連盟、それから今帰仁村体育協会、サッカー部等からもぜひ、ゴールポストを早急に設置していただけないかということで、繰り返しになりますけれども、県内でサッカーのできる環境を、ゴールポストがないところはありませんので、それについて答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの6番吉田議員のご質問にお答えします。

現在、今帰仁村総合運動公園では、サッカー専用の施設という場所はありません。先ほど申し上げたように、現在北側の多目的広場で北山高校も練習を行っているようですので、スパイクを使用しての本格的な練習につきましては、北側広場でということをお願いしたいと思います。

サッカーゴールポストにつきましては、今後検討をしながら、購入の方向を含めまして検討させていただきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 小学生、それから中学校からの一般用等含めて、これは平成29年度にやっていくお考えがあるか、教育長でもし難しければ、村長あるいは企画財政課長から答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

現在、新年度予算の積み上げを行っておりますが、もう少し検討をしながら、平成29年度につきましては、今のところ計上しておりません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 「平成29年度は計上する計画はありません」ということで、明確に否定されるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

平成29年度内での購入については、断定ということではなくて、検討をしながら当初には今、計上していませんということをお知らせしました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 予算のほうは要するに固まって、間違いなく3月には議会には上がってこないという理解でよろしいでしょうか。それともこれから検討をして、もしかしたら3月定例議会に平成29年度の予算として上がることも検討の中に入るといふ理解でよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

計上するかどうかにつきましては、予算のほうは教育委員会ではありませんので、まずは行政当局と調整をしながら検討してまいりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村長、副村長、企画財政課長で中心にやるかと思えますけれども、3月定例会に向けて新年度予算に向けて設置する予算を、子供用と大人用を設置するというものを検討していただくお考えがあるでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 6番吉田議員のご質問について、説明します。

現在、新年度予算編成に向けて、各課11月に全体の説明会はやりましたけど、12月中にそれぞれ各課で電算入力をしていただいて、1月から2週間ぐらいかけて、各課それぞれヒアリングをする中で、編成していくわけですが、状況としましては。今、吉田議員がおっしゃいましたゴールポストについても、幾らぐらいかかるのか。例えば、どういったものなのか。要は金額的なものも、私としても把握していませんので、予算成立に関しても全課からのいろいろとヒアリングをしまして、財源の中で我々予算の中で、トータルの予算の中で収入に見合った歳出しか組めないのが現状でありまして、そういったゴールポストに対する事業があるのかどうか。そういったものも、これからの作業になると思いますので、ちょっと全体の予算の中で優先順位とか、そういったものもありまして、そういった中で、例えば事業なりを5カ年事業を6カ年にしてもらえないとか。極端な話をするとですよ。そういった調整の中で進めるような形になると思います。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、企画財政課長からありましたけど、早急にこの教育委員会で社会教育課、または教育長含めて、見積書とか、ほかのまた市町村が国頭村とかいろいろと資料揃っていますので、そこにお聞きをして、この予算要求、予算のお願いを早急に村長、副村長、企画財政課長に提出するように求めたいと思います。それを資料をそろえて、予算をお願いするということをしていただけるかどうか。資料をそろえて予算要求。あとはまた、上のほうで決定しますか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

先ほどのゴールポストのカタログ等の調査とか、資料をそろえるということは、早急にやっていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 2番目のサッカースパイクシューズの常時使用について、お伺いしたいと思えます。この資料を見ていただきたいんですけども、この資料の1枚目、これは北山高等学校のグラウンドの図面に、少しグレーの部分をやっています、野球とこのグラウンドを共有しているわけです。ホッケーも含めですね。そしたら北山高等学校のサッカー部が使っているのは月曜日が1と2、左側ですね。要するにこれは校舎から離れているほうですけども、要するに月曜日は半分使っているわけです。火曜日は3、4、5と右側の半分ですね。校舎に近いほうの右側の半分以上を火曜日に使っているわけです。水曜日が4ということで、東側の3分の1を使うわけです。木曜日が1番目の西側のほうの北側、こちらの3分の1を使うわけです。金曜日が4番目の東側の3分の1を使うと。大変サッカーの利用できる状況が少ない中ではありますけれども、そういう中でこのスパイクシューズを使って、学校ではやるわけですが、大変狭い中でやっていると。そういう状況の中で、ホッケー場、せっかくすばらしいホッケー場がありますので、サッカーのできる環境で、これまでもまたJリーグのサッカーを、あるいは全日本のサッカーのチームも合宿をしていて、大いに活用し、それから商工業、観光業としても多くのファンが詰めかけて、マスコミにも取り上げられて、村の経済活性化にもつながっているわけですけども、そういう意味で、サッカースパイクシューズを使わせていただけないのか。これは芝が痛むというのは、そのとおりであります。例えば今現在、恩納村の赤間サッカー場は、芝の養生期間で今皆さんの答弁よりも、もっと長い期間だと思えますけれど、それは全ての市町村のサッカーができる環境の陸上競技場とか、あるいはサッカー場とか、養生期間ございます。これはそうしないとサッカーそのものに影響がありますので、これは当然のこととありますので、この養生期間は当然のこととして、そしてまたこれは関係者にいろいろと全部聞いているんですけども、グラウンドゴルフには何ら影響がないと。養生期間はスパイクとかを使うわけではないわけですから、養生期間の中でもグラウンドゴルフはできるということもお聞きしています。そういう意味で、サッカースパイクシューズですね、使わせてもらえないか、小学生、中学生、高校生もぜひこうやっていただきたいと、監督、コーチとかは願っていますけど、いかがでしょうか。

○ **議長 東恩納寛政君** 新城 敦教育長。

○ **教育長 新城 敦君** 6番吉田議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、サッカーの専用スパイクを活用しての練習につきましては、今現在のところ、球場での使用は今、認めていない現状でございます。スパイクを使っての練習につきましては、北側多目的グラウンドですね。そこのほうを活用していただきたいと思えます。現在、名前はホッケー場なんですけど、多目的に活用しておりますので、サッカー専用のグラウンドではございませんので、ホッケー場につきましても、今練習はアップシューズで練習しておりますし、アップシューズを使っての練習は、ホッケー場でも可能でございます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 県内のサッカーのできる環境の陸上競技場やサッカー場においては、今いろんなところで聞いている限り、1カ所もサッカーシューズ、スパイクを使わさないところはないということであります。これをこの養生期間とか、ほかの市町村、国頭村にもお聞きをしましたが、養生期間を置いてやれば、きっちりできるということで、サッカーの沖縄コンベンションビューローとか、沖縄県とかを

通して、サッカーの要請がたくさんあるそうです。現在、東京FCのサッカーのプロチームが来ていますが、そういうことで以前は使っていたわけですので、これをぜひ、教育長がおっしゃったとおり、多目的に使うところですので。現在私もこのグラウンドゴルフをやっています。そういうことで例えば時間的に中学生、高校生ができる時間は、4時ないし4時半とかからなんです。グラウンドゴルフは午前中とか、午後1時半とか2時からやって、その時間には終わりますので、かち合わない時間ということで、もちろんホッケーも大切ですので、ホッケーとも調整をした上でやっていただきたいわけです。先ほどのお話に戻りますが、この北山高校の状況ですね。今帰仁中学校のサッカーの練習も見てきましたけど、今帰仁中学校のほうはもっと厳しくて、この西側の学校の校門から入って、門から入っていった右側のほんのちよっとの隙間で、陸上競技をやるときには、練習をやめてやらないといけないと。大変厳しい状況の中にあります。それをこのゴールポストも大きいのは1つ、大人用がありますけれども、中学生用がありますけれども、小学生用なのか、あるいはもっと小さいもので練習をしていて、大変陸上と野球とかち合っ、陸上の監督もぜひホッケー場を使わせていただいたら、サッカーのスパイクシューズも含めて使わせていただいたら、野球、陸上ももっとやりやすいということでありました。

野球部監督にもお会いしたんですけど、こういう環境があればいいなということでもありますので、学校の声を聞いて、スパイクシューズ、今「できない」というのではなくて、「検討をしていただく」今後、内部あるいは外のところも調査をしてやっていく考えはないでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時48分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時49分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

以前のJリーグ等のキャンプ等でも使用されておりました。このサッカーの競技につきましては、天気が雨天時でも中止になることはございません。その中で特に雨天時の使用につきましては、サッカースパイクを使った場合、非常にグラウンドが荒れて、ちょっと使用にしばらく支障を来しますので、その当時の経験も踏まえまして、禁止にした経緯があるようですので、今のところホッケー場についてのサッカースパイクシューズを使用しての練習につきましては、認めていないという現状でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 資料の2枚目を見ていただきたいんですけども、真ん中からちょっと下のほう、フィールドと書いています。これは今帰仁村のホームページでございます。サッカー1面、2010年以降、使用予定ということで、明確にサッカー使用予定と、2010年から書かれています。ぜひこれを守っていただいて、ホームページにも明確に打ち出していますので、サッカーができる、よりいい環境でできるように、スパイクシューズを認めていただきたいと思います。

それから3枚目のほうですね。これも今帰仁村のホームページでありますけど、今のホッケー場のほうですね。この図面はサッカーのことをゴールポストを含めて書いたものであります。そういうことで、今帰仁村として、世界にこういうサッカーができる環境だということを示しているの、ぜひこれは恩納村

とか、私も何回も行って見てもいますけど、沖縄県シニアサッカー連盟、40歳以上の方々がほぼ毎週、日曜日を利用しています。これが終わったあとに、村に経費がかからないように、砂をふるいにかけて、この荒れたところに選手の方々が必ずこれをまた埋めていくというか。その作業をして、お金もかからないでやっている状況があります。ぜひ恩納村、近隣ですと国頭村ですね、やっていただけたらと思っております。

次に村内の高校生、中学生、小学生、社会人のサッカーの方々の練習及び試合等の積極的なホッケー場の利用活用についてですけれども、これは今のことも関連しますけど。ぜひですねこの、私はほかの団体等に絶対にご迷惑をかけないようにしていただきたいわけなんです。このグラウンドゴルフも私、団体とかかわってやっていますけど、そういうことの時間帯をぜひ、その時間帯に食い込まないような形で、小学生、中学生、高校生、このなかなか使えないのではなくて、あいているときには常に使わせていただくようにしていただけないか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

練習につきましては、先ほどから申し上げておりますように、サッカースパイクを用いた練習は、今認めておりませんが、アップシューズの練習につきましては、常時できますので、そういう方向でお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ぜひですね、この小学生が強くなれば、中学校が強くなる。中学校が強くなれば、高校が強くなるということでもありますので、ぜひこの練習、あるいはまた試合とか、形式の場合はぜひ、積極的に活用させていただくようにしていただきたいと思っております。

それから大型芝刈り機の件ですけれども、今回12月、第4回の定例会で予算計上ということでもありますけれども、この大型芝刈り機、芝を刈る、何と申しますか。コーチと申しますか。そのあたりは何かどのように考えているのか、今慣れる間ですね。国頭村のほうにお伺いしたら、国頭村は大型芝刈り機を導入して、これが立派にただ借りればいいのではなくて、完璧に管理したいということで、嵐山ゴルフ場に長いことコーチをしていただいて、やった経緯があるそうです。そういうことで、嵐山ゴルフ場も全面的に協力すると思われまますので、そういうふうな芝を刈る方法とか、そのあたりの連携をしていただきたいと思っておりますけど、ぜひ国頭村のお話を聞いて、お伺いをして、どういうふうに行っているか。向こうは「今帰仁村から学んだのでとても助かっている」とおっしゃっています。そういう連携をお考えしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 6番吉田議員の質問について、説明します。

この芝刈りにつきましては、きのう與那嶺 透議員に説明しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、答弁ありませんでしたけど、ぜひですね、嵐山のゴルフ場が芝の管理をしっかりしているんですけど、そこと連携をして指導を仰ぐということは、お考えできないでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明します。

嵐山ゴルフ場の指導を仰いでというご質問でございましたけれども、きのう説明した中で、実際に本部グリーンパークの管理している方の機械購入ということになっておりまして、その方の指導も仰ぎます。以前その機械も今帰仁村ではリースをしたことがございまして、活用についてはすごくいいのができるのかなと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、本部グリーンパークからの指導もあるということで、ぜひですね、そのあたりを慣れている方から学んでいただいて、管理をしていただきたいと思います。それから芝生の張替えについてでありますけれども、この国頭村がどうして人気があるかといいますと、冬芝を植えているというんですね。冬芝をやると、真冬でも青々として、特に県外の方々はまだ真冬でこんなに青々とした芝生があるということで、国頭村ではサッカーは東京FCが1チームでありますけれども、沖縄県コンベンションビューロー、それから沖縄県を通して、ぜひ使わせていただきたいと、キャンプしたいという要望があるそうですけれども、今国頭村ではサッカーについては、1カ所に限定しているそうです。どうしてそうしているかという、国頭村の方針としては、陸上を含めて他の競技に傾注をしていって、サッカーはもちろん受け入れますけれども、陸上競技は何と38チームの実業団、それから大学チームとかが来て、キャンプ合宿をしているということでもあります。東京FCは、来年1月にキャンプが決定しているということでもありますけれども、先ほど答弁がありましたけれども、今後芝を張り替えるときには、ぜひ冬芝を使って、北山高校のサッカー部監督とか、コーチとかにお聞きをすると、冬芝でやると、すばらしい環境になるとおっしゃっています。今後、これは今すぐということではありませんけれども、今後芝を替えるときには、冬芝を検討課題に入れていただけるかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

現在、ホッケー場の芝につきましては、高麗芝であります。先ほどから申し上げております北側多目的広場は茎の太いセントオーガスチンという種類でございます。高麗芝につきましては、特に冬は茶色になって緑という感じではないんですが、冬芝につきましては青葉芝といいまして、冬になるとさらにこの芝の種をまいて、青々とさせるということでございますので、現在の高麗芝の状況で継続していくという方向で、今のところ冬芝を新たにまいての青葉芝ということは、今のところ考えておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 先ほどホッケー場のサッカースパイクシューズの使用は現在、お考えでないということでありましたけれども、多目的広場を使っていたらいいということでありました。サッカースパイクシューズを使う場合ですね。多目的広場へ先日行きました、メジャーで測ったところ、中間あたりの部分が53メートルなんですね。サッカーは最低68メートル、大体80メートルは必要かなと思っているところでもありますけれども、この中間地点が細くて53メートルということでもあります。このあたりぜひ、今後これも予算のこともありますが、検討をして北部連携推進事業とかで、あっちの現場をぜひ執行部、

課長会の皆さんで現場を視察をしていただきたいと思いますけれども、あれをうまく活用すれば、素晴らしいサッカー、それからホッケー、グラウンドゴルフ、あるいは多目的なイベントに使える場所に、立派なものになっていますけれども今後、北部連携推進事業とか、今帰仁村は今、メニューがなかなか見つからないということでもありますけれども、そのあたり、この小学校、中学校、高校生がこのサッカーもできる、ホッケーもできる、あるいはまた多目的な利用ができるグラウンドゴルフができる環境を整えれば、本当にみんながうまくいって、村外からも呼んで、商工業、観光業の発展にもなると思います。今後これは今すぐ来年ということは厳しいのかわかりませんが、今後北部連携推進事業とかで、予算をとって、ここの多目的広場、今あるサブグラウンドの西側ですね。そこのほうをホッケーができる、サッカーができる、グラウンドゴルフができる環境に整えていくことについて、村長からそういうことを考えてみたいということがあるのかどうか。お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 質問要項の中には、北部連携促進事業のことが載っていませんので、答弁には書いてないんですけれども、今の吉田議員の質問の中で、北部連携促進事業で検討する考えがあるかということですが、ご存じだと思いますけれども、北部連携促進事業については、平成29年から平成33年度までの後期計画の提出を内閣府から求められております。

公共事業については、各市町村まだ積み上がっていない状況がありまして、12月20日までに各市町村とりまとめて計画を早目に出すよという通達も出ております。そういう中で、運動公園はこれまでいろんな事業で整備していきますけれども、まだ周辺にはかなりの用地もあります。そしてまた風車の下に、あるいは個人、民間企業用地もありますけれども、そこら辺を含めてこの北部連携促進事業ができる間に、今ある施設のさらなる拡充が図れないかどうかということで、今課長会でも協議をして、教育委員会のほうにもその北部連携促進事業に出せるような事業がないのかどうか。委員会で早目に検討をして出してもらいたいということで、村長のほうからも課長会で指示はしておりますが、北部連携促進事業は、今各市町村の状況を見ますと、非常に住宅などに非常に偏っているということで、これではなかなか関係する機関に説明がつかないということで、強い要請もありますので、教育委員会とも協議をして、この北部連携促進事業で運動公園、総合運動公園にふさわしいような公園にするために、どういう事業ができるのか。早目に教育委員会とも協議をして、メニューをつくって出せるように努力はしていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村長から大変前向きな答弁がございました。ぜひですね、教育委員会は遠慮しないで、積極的にこの整備、向こうの現場に行きましたら、目視でも若干わかりますけれども、この奥のほうに自練側に少し下がっているんです。そういう意味で、測量もきちんとしてやる形で、ぜひ北部連携促進事業に乗られるように、早急に教育委員会、教育長初め課長、あるいは職員含めて、村長、副村長、企画財政課長、総務課長と早急に連携を図って、この取り組みをしていただくように、そうすれば経済的にも大変な商工観光も含めて、スポーツ、教育も含めて、いい事業、いい効果がもらえますので、ご期待を申し上げて、協議を続けるようお願いしたいと思います。

次に、今帰仁城跡の補償金について、お伺いします。このほうは、契約のほうでは1年契約、覚書では3年の補償と3年間ということでありますけれども、このほうは社会教育課長にお伺いしますけれども、一番最初から10年間の金額、入場料収入と支出、今泊への補償金、それからパーセント、割合、これについて、前の10年と最近の10年について、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について、説明いたします。

最近の一番身近な平成27年度は、入場者数が29万3,331人、入場料としましては、1億361万8,000円です。補償金のほうが550万円で5%でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、昭和55年から平成元年まででありましたけれども、入場料数に対する補償金が25%、22%、32%、29%、35%、38%で、昭和62年が45%ということでありました。今現在の最近の平成27年度が1億361万8,000円の入場料収入に対して550万円の補償金であったと、5%の補償金ということであります。これは要するに以前は当初のころ、20%台から45%ぐらいまでであったわけですが、これについて引き上げが必要であるという認識はお持ちでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 6番吉田議員のご質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、入場者数と勘案しまして、今泊区と協議をしながら決めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 これについて、村長も村長選挙期間中にも、今泊区民の前で引き上げが必要だと思見解を述べられていましたけど、この引き上げの必要性について、お考えでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 6番吉田清尊議員の質問に、お答えいたします。

村長選挙の際に、そういう発言があったということですが、これは政策の中、文書の中ではなくて、懇談会の中で発言をしたのは事実でございますが、これはやはり今泊の土地を長年、区民のご理解をいただいて借りて、世界遺産に登録された後、また入場者も入場料もかなりふえてきております。これまでいろいろと区民の声も聞きますと、これは字と教育委員会の協定の問題ですけれども、区民の声として、例えば何年に一回、この値上げについて、あるいは料金について、賃貸料についてあるのかということをはっきりしないと、私らとしては、教育委員会とも協議をして、毎年見直しをするのか。あるいはまた一定年度の期限を設けて協議をするのか。そういうことについては、必要だろうと考えております。

そして具体的にいつまでに上げるということは、発言していないわけですが、世界遺産に登録された後、かなり入場者もふえまして、入場料もふえております。これには一般の財源も使われているということも事実でございますけれども、今後村がいろんな取り組みをする中で、例えば今年「今帰仁グスク

桜まつり」は10回目でございます。そういう中で10回目の節目を機会に、またさらにもっとどうすれば、入場者がふえていくのか。その結果また入場料もふえるわけですけれども、そういう取り組みをする中で、入場者、入場料がアップした場合には、教育委員会とも協議をして、直接今泊区と協議をするのは、委員会の所管でございますので、教育委員会とも協議をして上げたいと。教育委員会の協議の結果、上げたいという考えは持っております。

そして、先ほど教育長からも答弁がありましたように、3カ年間据え置きという覚書が交わされていまして、これは前村長と、今泊区との覚書でありますので、これは業者は継続でありますので、尊重しないといけませんので、その覚書の終了後に教育委員会とも協議をして、上げる方向で村長としては考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村長の結びの言葉で、「上げる方向で」ということでありました。大変前向きでありまして、感謝しているところであります。これは先ほど、社会教育課長から述べていただきましたけれども、25%とか、36%、45%とかという入場料収入に対しての比率でありましたので、これは今回、先日日曜日、今泊の共同作業の清掃や草刈りの作業があったんですけれども、今度どういうことを議会で一般質問をするかということで、区民から問われまして、この「今帰仁城跡の補償金のこと」を話をしたら、「桁が違いますよと、これを上げていただかないといけませんよ」ということで、叱咤激励されたわけですので、ぜひですね。これは教育委員会と村長それから副村長、企画財政課長、お話し合いをした上で、ご検討をしていただきたいと思います。

では3番目の、天底地区と湧川地区の道路整備についてでございますけれども、この現場へ行きましたら、この後原2-1号線、このほうは200mを超えると認識してはおりますけれども、これは200mを超えて、それから3号線、2-1号線が200mを超えますけれども、あと後原3号線、これは全く接続している道路でありますので、そういう意味では接続している道路であるので、県に調整をして一帯の道路整備という形でできないのかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)

我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいまの6番吉田清尊議員の質問について、ご説明します。

ただいまのご質問については、天底農道、天底区にあります農道後原2-1号線、それから3号線について一帯という形で整理ができないかということのご質問だと思いますけれども、後原2-1号線については、507mでございます。3号線については160mということで、今これ村長が冒頭で答弁いたしましたけれども、200m以下の農道で整備が難しいという面と、4路線に共通して言えることが、作付面積等が耕作の状況としてないということもあって、費用対効果が見込めないというのが、一番採択されるのに厳しい状況というふうになっております。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この現場に行きますと、後原3号線のほうは、狭いながら通っていきますけれど

も、この後原2-1号線のほうは、途中から木がうっそうと生えて、草もどこが道なのか、よくわからない部分があるんですけども、それで国道側から回ってみましたら、そこに住んでいる方のお話を聞きましたら、40年前から区長を通して要請しているけれども、全然できないと。そしたら、そこがお家の前のこの国道まで出る道路が冠水して、大変な状況であると。高齢のお年寄りのお母さんと、60代の女性が住んでいるんです。そういうことで生活にも大変な支障を来たしているということがありまして、これについて後原3号線について、県に工事要請したことはあるんじゃないかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 我那覇隆文経済課長。

○ 経済課長 我那覇隆文君 ただいまのご質問について、説明いたします。

後原3号線については、現在も実施されておりますけれども、村づくり交付金事業で平成22年から平成29年までの事業実施ということで、実際、地区囲いされていて、天底、勢理客、それから湧川、呉我山でしたか、湧川、呉我山地区ということで、地区囲いされている中で、農道の整備としてできないかということで、3号線の要望が出た状況にありました。その中でやはり先ほど言いましたけれども、農道延長が160mで200mに満たないということで、採択を見合わせている状況にあります。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 私が先ほど申し上げたように、これぜひですね。160mしかないですので、後原2-1号線のほうが507mと長いですので、ぜひですね、理論構成をしてぜひ、副村長そのあたり、那覇市でいろいろと経験もありますので、ご指導をいただきながら、理論構成をして県に再度この要請をする、調整をする必要があるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 突然、振られましたけれども。

この図面を見ますと、この後原3号線と、後原2-1号線というのはつながっておりますので、要件さえ満たせば、これは一帯として整備ということも可能ではないかと思っております。そういうことで、再度この一本の路線として整備する可能性としては、要望はできるんじゃないかと考えておりますので、それについて検討させてください。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 副村長からも今ありましたので、ぜひですね、これは担当課の課長あるいは課長補佐、あるいは職員、担当係が県に調整するかもしれませんが、こういう特別な事情で採択が難しかったですので、ぜひ副村長、これは正式な申請をする前に打ち合わせというか、情報、聞き取りということで、副村長、経済課長、補佐、係の方々に県に行って、こういう形で何とかできないかという要望というか、根回し、話し合いですね。それに行っていたきたいんですけども、ご足労願って、県まで行っていただけないでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 先ほど申しましたように、強制してこれは必要な路線だと思いますので、県とも十分、調整していきたいということで考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 今、副村長から答弁がありました。ぜひですね、この現場に行くと本当に、これが道、後原3号線と後原2-1号線をつなぐことによって、国道まで大変便利な道路になります。それから地元の天底区の区長のお話では、震災とか、津波とか、大きな台風とか、あるいは地震とか、そういうときのライフラインとして、ほかの主要道路が使えないときに、このライフラインとしての活用もとても、この場所はできるんじゃないかと。国道まで出られますので、そういうことのお話もありますので、ぜひ県のほうに行って、調整をしていただきたいと思います。

それから平野原1号線と、平野原2号線ですね。このほうは距離は幾らなんでしょうか。

○ **議長 東恩納寛政君** 我那覇隆文経済課長。

○ **経済課長 我那覇隆文君** ただいまのご質問について、ご説明申し上げます。

湧川区にあります農道平野原1号線が222m、それから平野原2号線については172mということでございます。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 今、1号線が222m、2号線が172mということで、このほうもぜひですね、この一帯という捉え方をして、農業をするにしても生活するにしても、一帯の地域と考えますけど、これも同様に県に先ほどの後原の件も含めて県と調整を、話し合いをしていただけないでしょうか。副村長にお伺いします。

○ **議長 東恩納寛政君** 大城清紀副村長。

○ **副村長 大城清紀君** 平野原1号線ですか、2号線これについては、去年、舗装整備をしてあるんじゃないかと思えますけれども、その道路については、先ほどの後原2-1号線と、後原3号線とはちょっと状況が違いますので、この辺のところも含めて要請できるかどうか含めて、検討させていただきます。

○ **議長 東恩納寛政君** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** ぜひですね、内部で話し合いをして、また県に必ず「確実にできそうだから」ということでなくても、県との話し合いをして一帯として捉えて、やっていただきたいと思います。

それから平野原1号線のほうから、この地図でいいますと北側といいますが、上のほうに、この湧川運天線の村道幹線道路、そこまでの道が実は農道でもないんです。里道になっているんです。ぜひそのあたりの里道も、これはこの整備をしていただきたいと思いますという要望がこちらのほうは、天底区に入るんですけども、そこも一帯となって、県への要望をしていただきたいと思いますけど、経済課長そういう捉え方で県との調整をしていただけないでしょうか、お伺いします。

○ **議長 東恩納寛政君** 我那覇隆文経済課長。

○ **経済課長 我那覇隆文君** 6番吉田議員の質問について、ご説明申し上げます。

ただいまの平野原からの延長での里道の整備ということだと思いますけれども、その件についても、一応は需要も含めて、一帯となって検討はさせていただきたいと思います。それでちょっとすみませんが、先ほどの副村長の答弁の中での補足という感じですけども、農道として、先ほどの天底の後原の件もそうなんですけれども、一帯となって2路線を一つと捉えて整備できないかという件につきましては、道路上、起点、終点を設けるといのが、やはり鉄則とありますので、それで後原については1路線との間に

横にこう道が入っているという状況もありまして、これが一帯となることができるのかどうかについては、県のほうとも協議させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ぜひですね、後原も平野原も、それから里道のほうも含めて検討をして、県とぜひ副村長にもご足労願ってやっていただきたいと思います。このほうは本当に対面通行ができないものだから、車が前から来たら、後にバックしてよけないといけないという状況もあるので、ぜひ考えていただきたいと思います。

続きまして、わらび細工の製作者の育成と助成ですけれども、先ほど答弁がありましたけれども、補助を含めた助成を考えていただきたいと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 お答えいたします。

答弁いたしましたように、村としても非常に名誉なことでもあります。この国吉春子さん、そして後継者の息子さんが、どういう助成を求めているかというのを、十分村としては把握していませんので、金銭的な助成なのか、あるいはまた原材料が非常に加工が難しいということは、私、春子さん、息子さんからも聞いております。原材料さえ、ちゃんと確保できれば、今非常に人気がありまして、品薄でありまして、以前の2倍、3倍でも売れるということを知っておりますので、この助成のあり方、そして原材料の確保について、やはり当事者である春子さん、そして息子さんから直接お聞きをして、どういう要望があるのか。踏まえた上で、この伝統芸能の村にとっても非常に大事なわらびかごでありますので、まずはやはり本人たちの有無を確認した上で、そしてまたその後継者といますか、この親子以外に、部落の人が習いたいといったら、教えてあげるのか。これは本人の意思が大事であります。ですから、そういう形で、まず本人の伝承、意思の有無、そしてまた村に対してどのような助成を求めているのか。十分把握をした上で、村として対応していきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ぜひですね、本人たちの意思も含めて、それからまた女性の方もいらっしゃるのですので、そのほうで、これをやっていかないと、これは今帰仁村のほうだけにあると思われそうですけれども、全国あるいは世界でもないんじゃないかと思われそうです。そういうことでは、今帰仁村、日本、世界の文化遺産として、ぜひ残して、わらびの材料も必要だと。また現場に行くために、国頭村とか東村、大宜味村、恩納村まで行きますので、そういう交通費もかかるということも、諸費用もかかると思いますので、ぜひこれをお話し合いをして、補助金も含めてやっていただきたいと思います。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時38分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時36分)

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、7番玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 皆さん、こんにちは。議席番号7番玉城みちよ、議長の許可をいただきまし

たので、午後一番を務めます。食後の一番心地よい時間帯でもありますが、しっかりと村当局の前向きな答弁でユタシクお付き合いください。

本日は社会学習の一環で、大変かわいらしい村民が傍聴に参加されています。兼次小学校の皆さん、ようこそ今帰仁村議会へ、始める前に皆さんの学校区先輩の議員を紹介します。2番の上原祐希議員、3番の與那嶺 透議員、6番吉田清尊議員、9番山城 太議員、10番島袋 誠議員、以上5名の先輩議員になります。お顔は迫力ありますが、大変やさしい皆さんの校区先輩議員です。喜屋武治樹村長の出身校、後輩にあたります小さなかわいい村民の皆さんの傍聴を心から歓迎いたします。この場所は、今帰仁村議会議場といいまして、議長を初め選挙で選ばれた11名の議員が村民の代表として質問や意見を述べます。村民初め兼次小学校の皆さんがきらきら輝く住みよい今帰仁村にするために、また安心してお勉強がいつでもできるように話し合われている場所です。本日の議会傍聴見学を生かし、将来今帰仁村を支えていく皆さんに、村役場のお仕事や村議会の仕組みを、しっかりと学んで今後のお勉強に役立てていただきたいと思います。本日は傍聴席が狭く、窮屈な状況で見学になるかと思いますが、今後皆さんが安心して議会傍聴の勉強に集中できるスペースの施設の解決に向け、早急に努めていきたいと思っています。皆さんの後ろの壁に傍聴するときの決め事の注意書きを掲示していますので、マナーもしっかりと守ってください。

それでは私が前回、9月定例議会におきまして、一般質問をいたしました件、古宇利島は沖縄本島においてもすばらしい景観を見せてくれる場所であり、本村においても観光振興を担う貴重な自然財産ともいえます。古宇利島の遊泳客の安全確保と事故防止策の必要性を取り上げ、古宇利島の遊泳区を含む、ビーチ全般の適正な管理を質問させていただきました。先日、12月2日に関係団体参加のもと、第1回水難事故防止協議会を立ち上げ、委嘱状の授与式が行われました。村執行部の皆さんの早期課題解決に向けての取り組みと努力に敬意を表したいと思います。

それでは12月定例議会に当たり、先に通告いたしました3点について、質問いたします。

現庁舎は、半世紀にわたり、村民サービスの提供及び貴重な財産、個人データの管理、そして大勢の職員の働く場として、重要な施設の役目を果たしております。しかし、近年国内において、立て続けに地震や自然災害が発生し、大きな被害をもたらしている状況にあります。これまでの日常が突然、非日常へといつ起こり得るかもしれない万一の災害に備え、災害防災に強い村づくり、強い人づくりを目指す意味においても、庁舎の役割は大変重要だと考えます。万一の災害時には、村民への司令塔となるべくはずの庁舎が、機能を果たせない老朽化、狭隘化施設では、村民の不安もはかり知れないものとなります。

そこで質問事項1. 今帰仁村役場庁舎の建て替えについて。

質問要旨①現庁舎は、老朽化が著しく、耐久性、耐震性の問題において、庁舎機能の低下及び住民サービスの低下が懸念される。職員が安心して働ける環境を整えてこそ、住民サービスの向上につながると考えられるが、新庁舎建設に向け、村当局の見解をお伺いします。

質問事項2. 村民に優しい施設の改善について。

質問要旨①足腰の弱い高齢者に不便が生じている既存の公共施設のトイレを和式から洋式へのリフォーム、又オストメイト対応のトイレの必要性についてお伺いします。

質問事項3. 古宇利診療所の跡利用について。

質問要旨①平成19年に休止された古宇利診療所跡の現状についてお伺いします。

以上、二次質問は自席から行います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 皆さん、こんにちは。7番玉城みちよ議員のご質問にお答えします。

本村の役場第1庁舎は、昭和37年（1962年）建設、第2庁舎は、昭和42年（1967年）に建設されて以来、これまで、不具合な個所については増改築、修繕を施し、今日に至っています。現在の庁舎は、建設から第1庁舎は築55年、第2庁舎は築49年を経過し、全体的な老朽化とバリアフリー対応の未整備に加え、現行の建築基準法による耐震照査においては耐力不足であることなど、また、防災拠点施設としての課題、社会情勢の変化に伴って、庁舎に求められる窓口環境、行政組織、庁舎機能含めて現庁舎は多くの課題を抱えており、抜本的な見直しが必要であると認識しています。そのことを踏まえ、平成29年度は、今帰仁村庁舎建設の基本方針、基本構想の作成に取り組み、新庁舎建設を具体的に進めていきたいと考えています。

質問事項2.のご質問にお答えいたします。和式のトイレから洋式のトイレへのリフォームについては、役場庁舎、コミセンをはじめ、多様な村民が利活用する場所については、和式から洋式へのリフォームを行ってきています。また、オストメイト対応のトイレは、本村の公共施設に現状では設置されておりません。必要性については、利用されている方々が心配なく外出できる施設、環境づくりが大切であると認識しております。今後とも継続して、誰もが普通に利用できるように公共施設の利便性の向上を図っていきたいと考えています。

古宇利診療所は平成19年3月31日をもって休止され、現在に至っています。村といたしましては、古宇利診療所及び看護師住宅について、県への無償譲渡を要請する考えであります。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん では、二次質問させていただきます。

建物の耐久性、耐震性については、法的な耐用年数は超過していないのか。そして答弁では基本方針や基本構想の作成に取り組むとありましたが、平成14年に庁舎建設委員会が条例で設置されていますが、16名の委員の把握と、現在委員会はどのような活動をされているのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 7番玉城みちよ議員の質問について、ご説明いたします。

まず庁舎建設に関する法的な耐用年数についてでございますけれども、これについては、本村の庁舎につきましては、鉄筋コンクリートづくりでありまして、法廷耐用年数については事務所等の耐用が適用されますので、耐用年数は50年となっております。先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、法廷の基準については満たしていないということでもあります。しかしながら、平成23年度において、コンクリートの状況等のテストを行ってきております。その関係で、庁舎の外壁等につきましては、平成23年度の改修工事によりまして、そのまま大きな地震等がなければという前提条件ではございますけれども、60年間は耐用可能、60年間はもつということ、建築の専門家の方々からの意見に基づいて今まで経過してきている状況であります。あと、平成14年度に条例等が設置されている建設の検討委員会につきましては、現在委

囑もしておりませんので、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、平成29年度において、庁舎建設の基本方針並びに基本構想についての、村庁内のプロジェクトチームを立ち上げまして、これから具体的に進めていくということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 法的な耐用年数と庁舎建設委員会については理解いたしました。では、新庁舎建設に向けては、多額の費用が想定されますが、現在本村の庁舎建設基金はどのくらい積み立てているのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの7番玉城議員の質問について、説明いたします。

去った9月議会の時点で、補正予算で上げました3,000万円の積み立てですね。それと今回、12月補正で予算計上しております100万円を足しますと、現在が1億8,400万円の基金ということになっています。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で庁舎建設基金については、理解いたしました。

昨年、座間味村が新庁舎建設に当たり、PFI事業を導入し、庁舎整備をされたことがマスコミで報道されましたが、PFI事業に関して、わかる範囲で答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

座間味村のPFI事業を活用した庁舎建設につきましては、具体的な調査はしておりませんが、PFI事業に関しましては、民間資金等の活用によって、公共の施設を整備していく手法だというふうに思っております。今回、新たな庁舎建設に向けては、その辺の事業の導入の方針等を含めまして、次年度からの検討でございますので、その辺のPFIの事業の導入のほうが、コスト的にいいのか。また新たなメニューがあるのか、その辺を慎重に判断しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁でPFI事業に関しては理解いたしました。私も半世紀を生きてまいりましたが、築55年の現庁舎は私よりも少し先輩にあたります。新庁舎建設という村の歴史に残る事業に関わる職員は、ほんの一握りではないかと思えます。今帰仁村もやる気、活気のある若手職員が大勢いますが、これからの新庁舎で働く若手職員を育成する意味においても、若手職員も交えた組織のプロジェクトチームを立ち上げ、基本構想の段階から参加させるという方法も、新庁舎建設を早急に進める手段だと考えますが、再度見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

基本方針並びに基本構想の策定の段階から、若手の職員も参加をさせて構想の策定に取り組んだらどうかというご質問ですが、今帰仁村におきましては、プロジェクトチームの制定の規定がございますので、村長の委嘱のもと、若手の職員を含めて、それから外務の建築に精通した方々も含めて、プロジェクトに参加させるような仕組みがございますので、その辺をメンバーの構成等も含めて、前向きに、若手

の意見等も取り入れる方向で進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 新庁舎建設に向け、大変心強い答弁をいただきました。実は先日、村チャリティーゴルフに参加され、協力いただきました和泊町職員の皆さんと庁舎について、意見交換をさせていただきました。和泊町は、来年4月より新庁舎建設に着手されるようです。和泊町の前田副町長が、和泊町役場内において、若手職員でプロジェクトチームを組織し、急速に来年の建設に着手できるようになったと喜んで話をされておりました。ぜひ本村も成功事例にならば、これから今帰仁村を担う子どもたちや、本日傍聴に来られた兼次小学校の生徒の中には、将来、村職員を目指す子もいらっしゃると思います。新庁舎建設は、村民にとっても大きな期待を寄せている事業だと認識しております。ぜひこれからの役場職員が働きやすい場、村民サービスの向上や村民に開かれた新庁舎を念頭に入れ、本格的な建設着工に向け取り組んでいただきたいと思います。

それでは2番目の、村民に優しい施設の改善について。役場庁舎内やコミセン、中央公民館など、和式から洋式のトイレへとリフォームをされ、改善されてきましたが、現在村内の公共施設で洋式トイレが全く設置されていない場所があるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、説明いたします。

まず公共施設につきまして、先ほどの村長の答弁にもありましたが、役場庁舎を初めコミュニティーセンター、中央公民館等新しく建設されたトイレにつきましては、和式、洋式と設置されているかと理解しております。

あと、議員指摘の場所につきましては、運動公園の駐車場の横だということで、この間お伺いしまして、そこにつきましては多目的トイレのほうに洋式のトイレがある関係で、女性のトイレ、それから男性のトイレはそのまま和式のままになっているかと思えますけれども、その点につきましては、洋式のトイレが1つでは多人数の対応に不便を来しているという状況でありますので、管轄の教育委員会と調整をしながら、前向きにその辺の改善に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で、運動公園の入り口の屋外トイレには洋式が設置されていないということです。運動公園には日中、高齢者の皆さんがグラウンドゴルフに大勢の方で参加され、健康増進、地域とのコミュニティーを図る目的で運動公園にいらした足腰の弱い高齢者や障がい者がトイレを使用する際に、和式トイレだと自宅まで我慢をしている現状にあります。そして運動しても、水分補給をためらい、健康状態に支障を来す恐れも考えられます。運動公園の整備事業もスタートしておりますが、ぜひ高齢者や障害者に優しい、手すりの取りつけも含め、急速な改善を望みますが、当局の見解をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 7番玉城みちよ議員の質問について、説明いたします。

ホッケー場の管理棟に設置されているトイレかと思われましても、昨今、ホッケー場の利用と先ほ

ど、話がありました、高齢者の方々のグラウンドゴルフについても、かなりの利用があるということで、私どもも考えております。

そこで、男子洋式のほうが1つ、和式1つと、女子のほうに洋式が1つと和式が2つとなっております。まだまだこれが少ないのかなという感じは受けております。これが一つの課題に上がってきている状況であります。これも財政も含めながら、前向きに考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 村民が毎日利用するトイレですから、安心して高齢者の健康増進につなげられるよう取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、オストメイトを取り巻く環境整備について、お伺いします。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、オストメイトは大腸がんや直腸がん、膀胱がんなどさまざまな病気や障害などが原因で、人工的排泄機能を手術で取りつけた方を呼んでいます。現在、排泄に障害のある方が村内で何名いらっしゃるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質問について、ご説明いたします。

この質問事項の報告がありまして、保健センター並びに地域の情報等を確認したところ、村内には5名の方がオストメイトを利用されている方がいらっしゃるということで、確認しております。

それで、その件がございまして、オストメイト対応のトイレのスペースとか、どのような改善が必要かということで、高速道路のほうに上り下り1カ所ずつございまして、その辺の確認をしてきました。また本部町役場のほうには、1階の1カ所部分にございまして、その辺の確認をしてきたところでございますけれども、村内の公共施設の多くの方が利用される場所に、1カ所改修等を加えまして、できるかどうか。どのような改修が必要なのかどうかを含めて、前向きに検討をして、ユニバーサル的な活用ができるような施設に改善を図っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 村内の人数については、理解いたしました。本村は世界遺産の今帰仁城跡を初め、沖縄県でも名勝地である古宇利島へと国内外からの多くの観光客が訪れます。その観光客の中には、オストメイトの患者もいらっしゃると思われそうですが、その方々にとって、旅行中、気になるのがやはりトイレです。村内の代表的な観光施設のトイレには、オストメイト対応のトイレの整備が必要ではないかと思えます。ぜひ村民に、また村への訪問者に優しい施設の改善を、一日も早く取り組んでいただきたいと思います。

続きまして3番古宇利島診療所の跡利用について、先ほどの答弁にて、現状については理解いたしました。では、休止後、古宇利診療所跡について、沖縄県とのやりとりをどのように進めてきたのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 7番玉城議員の質問について、ご説明いたしました。

当該施設は、平成19年の3月に休止しております。その後、平成25年11月には、県への無償譲渡につい

て、要請を行ったところです。しかしながら、県のほうも村の利用計画を少し、具体的にしてくれないかということがありまして、その後審議会の立ち上げ等も早目にしようということではありましたが、いまだ具体的な検討はされておりません。村の無償譲渡における考え方や現状の報告につきましては、県とのやりとりの中で、平成27年の5月、平成28年の5月に担当とのやりとりを行って、村は強く無償譲渡をする考えをしているということを伝えている状況でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 県とのやりとりについては理解いたしました。では、今後今帰仁村へ、県からの無償譲渡に向けて、どのように取り組んでいかれる予定なのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、お答えいたします。

村長の答弁にもありましたように、古宇利診療所及び看護師住宅については、県への無償譲渡を要請すると村としては考えておりますので、今後は今現在、村長宛てに活用の要請が3件来ております。そのほかにもまた活用したいという意見はあるかと思っておりますので、そこを踏まえて、早目に審議会の立ち上げながら、工事の活性化、ひいては村の経済効果にも担うような、経済効果にも資するような活用の方法を検討していきたい。その上で、県への無償譲渡、計画も含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 無償譲渡に向けての取り組みについては理解いたしました。古宇利島診療所の休止から、来年は10年目になることから、閉鎖状態のままの建物は、老朽化が急速に進みます。今後、無償譲渡と再利用については、早目に県と協議を重ね、担当部署の皆さんがしっかりと住民ニーズを的確に捉え、本村のさらなる教育振興や福祉充実などの最もふさわしい事業を選定され、住民の豊かな暮らしにつなげられる跡利用を願い、私の一般質問を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)

次に、與那勝治議員の発言を許します。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 平成28年第4回定例会に当たり、先に通告しました一般質問を行います。

質問事項1. 地方消費税交付金について。

①地方消費税交付金は各自治体に案分されておりますが、平成26年度の決算で、北部市町村の中で今帰仁村への交付額が一番低くなっております。その理由と算定基準について伺います。

②地域内での小売販売額と交付金額との因果関係があるか伺います。

質問事項2. 地域振興券の発行について。

地方自治体のさまざまな取り組みを、情報面から支援するための地域経済分析システム、いわゆる「リーサス」のデータを見てみますと、今帰仁村の経済循環率は57.1%となっております。前回も同様の質問をしましたが、外貨を獲得し、地域内で循環させる取り組みや、村内での活発な経済活動を推進したいと考えており、地域振興券はとても有効な手段だと思われませんが、この地域振興券を発行する考えがな

いか見解を伺います。

質問事項3. 今泊区補償金について。

①今泊区に対する補償金が支払われるまでの歴史的経緯について伺います。

②今帰仁城跡の入場料収入増に伴い、今泊区補償金の増額を考えているとのことでしたが、今帰仁城跡は村税等を活用し整備や集客をはじめとした事業を行い、入場料収入の増につながっております。そのような観点からも、今泊区に補償金を増額するのであれば、19字全てに何らかの補償を考えていいと思われまます。そうすることにより、今帰仁城跡に対する愛着もさらに沸くと思われまますが、見解を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 5番與那勝治議員の①のご質問にお答えいたします。

本村における平成26年度の地方消費税交付金の交付額については、一般財源分で5,978万4,000円、社会保障財源分で1,440万円、合計7,418万4,000円となっており、北部12市町村では5番目に多い額となっております。

各市町村への地方消費税交付金の交付額の算定につきましては、一般財源分の場合、都道府県間の清算後の金額の2分の1相当額に、各市町村の平成22年度の国勢調査人口及び地方税法施行規則に規定する経済センサス基礎調査規則によって調査した各市町村の従業者数に案分して得た額が交付されます。

社会保障財源分については、都道府県間の清算後の金額の2分の1相当額に、各市町村の平成22年度の国勢調査人口で案分した額が交付額となります。

一般財源分5,978万4,000円の案分したそれぞれの額は、人口より案分した額が3,583万7,000円、従業者数より案分した額が2,394万7,000円となっており、いずれも北部市町村においては5番目に多い交付額となっております。

②のご質問にお答えいたします。地方消費税交付金額と、地域内での小売販売額との因果関係については、各市町村への交付額の算定において、地方税法施行令に規定する方法により、算定された都道府県間の清算後の沖縄県全体の総額が基礎となっており、地域内での小売販売額を用いて算定されておきませんので、直接的な因果関係はないものと考えておきります。

2のご質問にお答えします。平成27年度に実施しました地域振興券の発行については、外部からの資金として、プレミアム率3割の2,100万円と事務経費540万円の国庫補助金の確保により、消費地を村内に限定することで、近隣市町村の大型スーパーなどから、村内の小売店などでの買い物へとシフトされ、かなりの効果があったと理解しておきり、事業実施結果報告による消費喚起実績として、アンケート調査結果から推定される新規に誘発した消費喚起額は、約1,900万円との報告を受けておきります。

地域振興券の発行事業に係る財源のめどが立っていない現在、村独自で行う計画は今のところ考えておきりませんが、持続できる地域経済循環のあり方や方法について、今後とも国や県の動向を注視しておききたいと思おきります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 5番與那議員の、今泊区補償金についてのご質問にお答えします。

今帰仁城跡内の中心部分が今泊区の字有地であります。歴史的経緯については、今から37年前の昭和55

年から村が管理してきました。それまでは、今泊区が特定の個人に管理委託をしていました。初年度の昭和55年より村と字の話し合いの中で、補償金として225万円で契約がなされています。その後、入場者数や村の整備経費等を勘案し、協議を重ねながら契約更改を行ってきています。

②のご質問にお答えいたします。これまで村と今泊区が築いてきた信頼関係を踏まえ、適正に今泊区と協議し、補償金の額を考えていきたいと考えております。また、ほかの字への補償は考えておりません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 質問事項1から始めますが、前回もそうでしたけれども、私の説明不足も多々あったと思われるので、大変失礼しております。交付額でいえば答弁があったように、今帰仁村はおっしゃるとおり5番目に多い額となっております。答弁書にありました一般財源の分の場合、各市町村の従業者数に案分して得た額が交付される。また社会保障財源分については、国勢調査人口で案分した額が交付とありました。人口、従業者数等、それで案分されるのであれば、各市町村はある程度、一定の数字が出てくると思っておりますけれども、この交付額と人口を割ると今帰仁村が一番低い数字が出ているわけです。そこを私は質問したかったわけですが、この割って一番低い数字、なぜ低いのか。この答弁、見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの5番與那議員の質問について、説明いたします。

確かに與那議員のおっしゃるとおり、人口で案分すると今帰仁村が一番低いという額になってはいますが、この算定については、1人当たり幾らという形での算定ではなく、県から資料をいただいたんですけども、その中で算定によるまず人口による案分率、それを求めます。それが沖縄県の人口が、これは国勢調査の2012年度ですけれども、139万2,818人、今帰仁村の人口が9,257人、それを本村の人口で沖縄県の人口を割るんですけども、割った金額に100を掛けます。それが人口の案分率になります。さらに従業者数の場合ですと、今帰仁村が2,589人、沖縄県が58万2,952人、それに100を掛けたものが従業者数による案分率となります。その案分率を使って積算します。その積算の細かい資料については沖縄県のほうでやっていますので、本村にはないんですけども、実際に県から教えていただいた積算方法、それで私のほうでちょっと試算してみたんですけども、その結果でも今帰仁村については、5番目に多い交付額となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 今、積算方法等を聞きましたけれども、それを聞いてもちょっと疑問に思っ、例えば大宜味村であるとか、東村であるとか、国頭村であるとか、そこよりも従業者数とか、そういうのは今帰仁村が低いからこの数字が低くなっている。そのように捉えてもよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時32分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質問について、説明いたします。

人口とそれから従業者数の計算の方法なんですけれども、先ほどのものに総額、交付の総額があるんですけれども、総額を1対1の割合で算定します。総額が107億8,426万1,000円になるんですけれども、それを1対1にすると、53億9,213万500円ですね。それぞれその金額が元の金額になりますので、それを用いますので、従業員がこの割合に多いとか、従業員で単純に割るとかというものではないので、そのあたりが一番低い額ではないと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 細かい数字になっていきますので、ここでは深くは議論しませんが、仮に今帰仁村が低い数字を示しているのであれば、もっと県のほうに訴えてもいいのではないかと考えております。これは村長、一度検討をして、まずは村長のほうからも問い合わせてみたらどうかと考えておりますけれども、見解を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 與那勝治議員の質問にお答えいたします。

ただいま住民課長から説明がありましたとおり、この件については前回の一般質問でも出ました。そのことについて、県に村長がすぐに行く前に、一度ぜひ商工会の皆さんとこういう問題についてもまた、與那議員も含めて、いろいろなこの情報も交換する中で、村としてもぜひもう少しまた見解、共通認識を持たないと、ちょっと村単独で行っても、また効果な面でどうかという点もありますので、この定例会が終わりましてからでもいいですので、そういうことについて、商工会の皆さんとも話をしてその後に、県への村としての要請が必要だということになれば、積極的に対応していきたいと。そのように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 計算した中で、いろんな数字の違いが見えてきて、少し疑問に思ったので、一般質問でも上げておりますけれども、②のほうで小売販売額というのがありました。地方消費税の精算基準というのがありまして、その中には小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額の合算額のウェイトが75%を占めていると書いてあるんです。それに伴ってこの2の質問を行いました。これは細かい計算になりますので、これはその辺にしておきまして、この地方消費税交付金の関係、この2の小売年間販売額、これとこれを上げるには、質問事項2の地域振興券、これがつながるのではないかと考えて、地域振興券の発行も含めて質問させてもらっております。もう一つの基準でありますリーサス、どの自治体もこの数字をある程度活用して、政策立案にも活用しているものでありますけれども、このリーサスにおいても、今帰仁村は経済循環率57.1%となっております。ここでは2010年という古い数字ではありますけれども、小売、民間消費額これもやはり外に出ていっているお金もかなりあるんです。その辺の改善も含めて、この地域振興券は有効ではないのかと思い質問をしております。村長、改めて見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 お答えいたします。

地域振興券の発行についても、前回は質問がありました。質問の趣旨については、私も理解をして、できれば村単独でも実施したいわけでありまして、今村の財政を取り巻く状況を考えて場合、村独自

でやるというのが非常に厳しい状況なので、今こういう答弁になっているわけですが、平成27年度に実施しました地域振興券の発行は、外部からの資金としてプレミアム率3割の2,100万円、経費が540万円で、その誘発した消費喚起が約1,900万円との実績があるわけですから、現段階ではちょっと今、すぐ村独自の地域振興券の発行ということは考えておりませんが、この今村独自でできる財源がどういう財源が可能なのか。例えばいろいろとふるさと納税からのあれもあります。そういうことも踏まえて、村独自でどのぐらいの独自の発行をすれば、村内の消費の喚起が図れるのか。内部で十分に検討をしていきたいと思っております。将来全く考えていないということではなくて、現段階では村独自でこの前回発行したような2,000万円ぐらいの村単独の予算という財源の捻出が厳しい状況なので、そういう答弁になっております。今後、その自主財源の確保について含めて、村として地域振興券の発行が可能かどうか、庁内で検討をしていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 村長のおっしゃる地域振興券というのは、多分プレミアム付振興券ですよね。私がイメージするのは、やはりプレミアムのついていない振興券です。返品とかにも返されるのは、普通にそのままの商品券であります。この商品券、近隣スーパーの商品券が、今帰仁村地域内で回る地域振興券を発行できないかということで、前回も今回も質問させていただいております。プレミアムがつかなければ、そこまで金のかかることではないと思っておりますけれども、改めて見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 與那議員の質問にお答えいたします。

私は先ほどプレミアム付のということで答弁をしました。確かにプレミアムがつかなければ、その分予算はまたそんなにプレミアムの分は少なくなるわけですから、その分についての予算の確保はまた、プレミアム付のものよりは、確保のめどは立つのではないかということでもありますので、そのことも含めて、村単独でどのぐらいのプレミアムなしの地域振興券を発行すれば、この地域経済の活性化、そして村内の特に中小零細業者の活性化につながるかということ、庁内で十分議論した上で検討していきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 質問事項1もですが、質問事項2も含めて、前々から今帰仁村内であるお祝いに、他市町村のスーパーの商品券が使われていることに対して、ものすごく疑問といいますか、そのように思っております。

質問事項1にもありますけれども、地域内で商品、購買活動が行われることによって、それで地方消費税交付金がふえるのではないかと、これにつながってきますよね。このつながって、村の財政も豊かになる。それをひっくるめて、本村がいい方向に行くのではないかと、今回この質問を、前回もこの質問をしております。

仮に、地域振興券を今帰仁村で発行したことによって、即村内の活性化につながるかといえば、これは疑問に思います。村民が満足するかといえば、これも疑問に思います。だけど村を含めて、こういうことに挑戦していかないと、いつまでたっても今の状況、もしくはもっとも悪くなる状況、今帰仁村は

ももっと活性化がなくなる状況に追い込まれるのではないかと考えています。官も民間も、行政も民間を求めて、互いに求めあえば、より向上心を持って、例えばじゃあなぜ隣のスーパーに物を買に行くかとなれば、値段の問題もあると思います。品質、量の問題もあると思います。これを全て解決するのは難しいかと思うんですけども、これを要望すれば、こちらのスーパーも地域振興券を発行することによって、地域内で買い物をせざるを得なくなるわけです。そうすると、品質を求めますよね、やはり。あるからもっと野菜の上等を持ってきてくれとか、もっといい商品を置いてくれと。こういうことが起こってほしいんです、私は。起こることによって、お互いに村民もスーパーだけではなく、飲食店も含めて、全てよくなる。経済が循環すると私は思っております。

今は民泊とか、外貨を獲得しても、前回も言いました。外貨を獲得しても、他の市町で、他のスーパーで物を買って、また今帰仁村に持ってきて、料理だけして、また金は外に逃げていくと。地域内で循環できていないと思っているんですよ。なのでこの地域振興券を発行することによって、民泊家庭にも2割でも3割でも、これはわかりませんが、村が決めればいいと思っていますが、こういうのも支払いのときに使えるのではないかと考えております。この地域経済循環について、村長の見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 與那勝治議員の質問にお答えします。

今、質問のとおり、昨今やはり交通事情の変化によって、本部町にも大型スーパーが3店舗ぐらい、名護市にも相当の大型店舗が進出しております。やはり消費者は、品物がよくて安いところに行くのが一般的な流れであります。しかし村といたしましては、やはりこの村の経済活性化のためには、今指摘のあったような施策も展開することは、当然だと考えております。

そういう意味では、どういう形でやるかということについて、具体的なことは、庁舎内でも十分にまだ議論されておられませんので、そこら辺を踏まえて、今後どういうふうはこの消費者の理解もまた求めないといけないなと思います。やはりこれは村が音頭をとって、どこどこで買い物をしなさいというところまでは言えませんので、そこら辺消費者とまた村内の事業者との信頼関係もやはり必要といいますか。やはり村内で買い物をして、村の活性化につなげようという消費者の理解も必要であります。先ほど、議員から提案があったように、やはり事業者も値段の問題、サービスの問題について、努力すべきであるということをおっしゃってございましたけれども、私もそのとおりだと思います。そういうことで、この商工関係、あるいはまた観光関係も含めて、もっともっとそういう情報発信の場、共有の場をつくって、共通認識の上で村として庁舎内でも十分議論をして、この取り組みを強化していきたいと考えています。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 前向きな答弁だったと思います。きのうもセミナーの中で、講演の中でありました。できない理由を考えるのではなく、できる理由を考える。いかにしたら、今帰仁村が発達、発展、活性化するか。活性化することによって雇用が生まれ、定住人口がふえる私はそう思っております。今帰仁村、私たちの同級生とかもそうですけれども、一度は帰ってくるんですけども、やはり仕事がないとか、そういう理由でまた内地のほうに戻っていったりするんです。この辺の悪循環をどうにか改善することもやはり今後求めていかないといけないと思います。できること地域振興券を発行、この辺はすぐできると

思います。金額もそこまでかからないと思います。もちろん検討が必要、その中でどうやっていくか。今後を見据えないといけません。だけど、やることによって、反省点も全て改善点も全部生まれてくると思います。このPDCAですか、その辺を回しながら、もっともっと前向きに今帰仁村がよくなる方向性だけを見つめて、どんどん挑戦していただけたらと思っております。

観光産業を本村の基幹産業と、どんどん移り変わっていくと思われまじけれども、この観光産業において、大事なことは、地元が消費するものは、地元産でなければならないという方が結構おります。地産地消ではなく、地消地産だと。この辺、こういうセミナーもたくさんあると思います。地産地消に持つていくためにも、今帰仁村民がもっと、今帰仁村のものを愛して、自信を持って村外、県外からお客さん、今は国外からも来ております。この人たちに対してもっともっと自信を持って、きのうのものすごくいいヒントがありました。自然栽培ですか。そういうのもどんどん取り組んでいければ、ものすごく魅力あるだろうなと思います。今は食で人を呼ぶということは、ものすごく可能で、食のイベントをすると、こんなにもたくさん人が来るのかと思うぐらい、みんな食に対して興味を持っていますので、今帰仁村は農業立村でもありますし、ほかの地域にないものもたくさんある。種類もたくさんある。副村長特にご存じだと思っておりますけれども、こういうものをいかにして生かせるか。いかにしてここに来させるか、消費させるか。こういうこともぜひ積極的に検討をして、消費に地域活性化につなげていただきたいと思っております。副村長うなづいておりますけれども、アイデア出してください。

それでは2に関しては終わって、次は質問事項3のほうに移らせていただきます。補償金を支払ったこの歴史的経緯ですね。これはもちろんわかりますし、補償金が支払われる。これはもちろんだと思っております。しかし、入場料収入料が増になるからといって、これは質問にもありますけれども、村税も投入されているわけでありまして。村税が投入されているからには、今泊区だけの補償となると、やはり他の字も疑問に思うところもあると思います。これは明確な基準、そういうのがあれば、納得される場所もあると思うんですけれども、村長も先ほどもおっしゃってありました財源について、今帰仁城跡は、今は観光客数もふえておりまして、貴重な村の財源となっております。この辺、改めてこの補償金に対するの見解、村長の見解を改めて伺いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 與那勝治議員の質問にお答えします。

今帰仁城跡の件でございますけれども、午前中に教育長からも吉田議員にも答弁したとおりでございますけれども、この土地を今泊の平朗門から中のほうですね。一番重要な部分を今泊の字有地を村が借りて管理をし、その対価として払っているわけですが、やはり村長としましてはこの入場者がふえて、入場料がふえるということは、この今泊今泊から借りている土地のいわゆる評価といえますか、そういうものがやはり高くなると私は理解していますので、入場者がふえて、入場料がふえた場合には、やはりそれなりの改定も必要ではないかと。具体的に何パーセントとか、幾らということはまだ申し上げておりませんが、管理は教育委員会のほうが管理をしております。そういうことで教育委員会とも十分、協議をしながら、また地主である今泊区の見解も聞きながら、値上げについては行っていきたいということをお答えしました。現在でもそのとおりでありますけれども、ではこの城跡の整備に、村税も使われていると

いうのは、事実でございます。特に世界遺産に登録されてからは、いろんな事業を導入しています。非常に補助率の高い事業で、周辺の土地の買い上げもこの事業では認められているところではあります。税金、村税が投入されているからといって、じゃあこの各字へのそれ相当の補助も必要ではないかという意見でございますけれども、その点については現在までそういうふうなまだ事例も村ではありませんので、その件については、そういう支払いの方法が適正であるのかどうかということも含めて、検討していきたいと思っております。字への補償についてはですね。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 他の字への補償も、これもぜひ検討していただかないといけないところにもあると思っております。というのは、字間の格差、そういうのがどんどん生まれてくると思うんです。どこかを上げるからには、やはりよそも村全体として上げていただかないと、絶対に今後ものすごく不満、不平等、そういうのが上がってくるはずなんです。その辺がないように、ぜひ検討いただきたいと思っております。村の土地、賃借料、徴収条例ですか、のっとして算定した場合、それ以上の金額を今支払っております。ですので村としては、今泊区に対して敬意を払って補償金を支払っていると。私は十分言えるものだと思っておりますので、その辺も加味しながら検討していただきたいと思っております。これはこれからのことであると思っておりますので、「検討していただきたい」とまでしか言えませんが、改めて賃借料徴収条例にのっとしたこの算定を含めた村長の答弁を再度求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時54分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時58分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 5番與那勝治議員の質問について、説明いたします。

今泊区の補償金につきましては、約10年前文化財係として担当しておりましたので、それまでの流れの中で説明できるかと思っております。歴史的な流れとして、復帰されたときに、これまで琉球政府指定の文化財「今帰仁城跡」が、復帰に伴って国指定の史跡に指定替になっています。その後この城跡の管理については、その当時は今泊区が管理している状況がありました。字は直接ではなくて、その城跡の前面にあります売店を運営している方に、個人的な請負契約でされておまして、そのときに売り上げの入場料の何対何という形で契約がされていたと聞いております。その後、史跡の認定外に伴いまして、国の文化庁のほうから、その管理については、今帰仁村教育委員会が担いなさいということで、村のほうに移ってきております。その中で、今まで字が管理をしていたものを、村が管理をするという中で、その今泊区の財産を教育委員会が管理をするわけですから、今までの管理の体制の中で何対何というふうにするのか。売り上げの何パーセントでやるのかというのが、毎年のように字と教育委員会のほうで協議がされて、37年間そのような調整の中で、現在に至っております。その当時の、復帰当時の史跡としては、大隅の城壁から内側の約2万㎡が史跡指定でありました。復帰後、数年してからまた二次指定という形で、外郭と呼ばれる城壁の低い城壁が外側にあるんですが、その部分が二次指定にされて、城跡が広がっております。

さらにまた近年になって、三次指定という形で、外側の部分についても、城跡の指定区域は広がっております。さらにまた四次指定という形で、ハンタ道などを含む史跡、指定も含めて今帰仁城跡として変

わっていきました。またさらに大きくなるんですが、シイナグスクを含めた形もつけたりという形で、シイナグスクも今帰仁城跡の一部であるという考えのもとで、史跡の区域が広がっております。2000年に世界遺産として登録されましたが、そのときの城跡としての面積は三次指定の部分が、バッファゾーン、それから10分の1マイルという言われ方をしているんですが、そま半径内が世界遺産としての登録になっております。その2000年の世界遺産の登録の前後から、注目度が上がりまして観光客が多くなっているという状況があります。

その観光客を集客するために、北部振興事業で駐車場などをつくって、受け入れ態勢を整備しました。そのときに、今帰仁城跡150円の入場料と、文化センターの200円の入場料、それとプラスして管理料として50円ということで、400円の入場料という考え方のもとで、統一チケットを販売して、現在に至っております。現在の収入の総額は、その統一チケットでもった1億円余りの金額になっておりますので、一概にその復帰当時の率と現在の数値では考えるのは難しいのかなというふうに思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 大変すばらしい説明、ありがとうございます。

そういう観点からも、先ほどおっしゃいましたけれども、各字間の格差ですね。これもやはり今でも叫ばれているところでもあります。今泊区、古宇利区はどんどん発展して行って、そうじゃないところ、過疎化が進んでいるところもたくさんあります。そういうところも見捨てないように、公共は平等にどうにか手を差し伸べて、そういう地域もやはり発展させていただきたいと思っております。そこも今帰仁村であります。また、地方交付税というものがありますよね。それは財政不均等を是正し、必要な財源を保障するという性質もありますので、今帰仁村も地方交付税によって助けられているところもたくさんあります。村が助けられて、字を助けないというのも、やはりおかしいと思っておりますので、その辺もぜひ検討をさせていただいて、私の一般質問を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後3時04分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時18分)

次に、與那嶺 透議員の発言を許します。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 平成28年12月定例会に当たり、さきに通告いたしました一般質問を行います。

質問事項1. 村内の通学路の安全確保について。

質問要旨①7月に各小学校へ通学路の危険箇所点検のためのアンケート調査を実施したと思いますが、その結果と今後の対応について。

②国道505号線のほとんど路線が児童生徒の通学路として利用されています。子どもたちの安全を確保するためにもガードレールの設置を強く要望する必要があると考えますが、村当局の見解について。以上、2点について、お伺いします。

質問事項2. 今帰仁村国民健康保険の財政状況について。

質問要旨①国保財政の赤字解消に向けて、村長の今後の取り組みについて。

②保険者が沖縄県へ移行となるが、本村にとってメリットとデメリットについて。以上2点について、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 3番與那嶺 透議員の質問にお答えします。

①全国で登下校中の児童が死傷する事故が発生したことから、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成28年3月に関係機関の連携体制を構築するために「今帰仁村通学路交通安全プログラム」を策定しています。

構成メンバーは、建設課、総務課、教育委員会、本部警察署、北部土木事務所、今帰仁小学校、天底小学校、兼次小学校の担当で構成されています。

各小学校には、事前に通学路の危険箇所について、保護者等にアンケート調査を実施して、聞き取り内容を村に報告しています。各小学校から報告のあった危険箇所について、平成28年10月に、構成メンバーによる通学路の合同点検及び点検後の対策会議を行いました。

今後の対応については、合同点検後に行った対策会議で、通学路の改善や対策の必要箇所について、担当となる機関の確認と対策内容の検討を行っています。担当となる機関は、通学路の危険箇所の解消に向けて、立て看板やカーブミラー、横断防止柵設置等の対策を行い、各小学校で危険箇所における注意喚起や、交番から巡回等で通学路の安全対策をしていくことを確認しています。

②のご質問にお答えします。国道505号は、今帰仁村内の主要幹線道路であり、生活道路や産業、観光道路として利用され、路線の両側に歩道が設置されており、住民の歩行や生徒の通学路として利用されています。

国道505号の諸志付近から今泊付近までの区間において、道路の片側は横断防止柵が設置されており、通学路として安全確保はされています。

通学路の危険箇所点検で、兼次小学校校区から諸志区の国道505号沿い、兼次区へ向けてのカーブ付近に安全対策としてガードレールの設置の要望が出されています。

合同点検でも現場確認をしておりますが、兼次小学校校区から横断防止柵の設置について、村に要請書の提出に基づき、村から北部土木事務所に横断防止柵の設置要請を行っていきたいと考えています。

質問事項2の①にお答えします。1点目ですが、村における国民健康保険特別会計は、依然として厳しい財政状況であり、平成27年度決算では2億7,944万1,188円の累積赤字となっており、平成28年度に繰上げ充用を行いました。

赤字解消に向けては、医療費の適正化、収納率の向上を基本とし、特に力を入れておりますのが村民の健康づくりでございます。なきじん村民ウオーク、健康の日の制定、健康推進事業、健康長寿作戦会議や健康教室を実施するなど、村民参加型で取り組んでいます。また妊娠期や乳幼児期、成人期、高齢期など、おのおのの時期に各種健診や教育相談、食育等の事業の充実に取り組みながら、村民と共に予防施策や健康づくり事業を推進しております。あわせて、病気の予防と早期発見、早期治療の観点から、全ての健診受診率の向上に取り組んでおります。

健康寿命を延ばすためには、村民の意識を高めることが大変重要であり、村民が自ら意識し参加することができるよう、事業の展開を図ってまいります。

本村では、被保険者数が減少傾向にあり、国保税の収入総額を上げることがさらに厳しくなっておりま

す。しかしながら、1人当たりの医療費はふえております。また高齢化に伴う後期高齢者支援金や、介護納付金も大きな支出の要因です。国保の財政は、高齢者や低所得者の方が多く加入されていることから、医療費の給付が高い一方で、税収の確保が難しい構造的な課題があります。平成28年度は内部努力や一般会計からの財政支援繰り入れを初め、収支不足への対応策の検討を行うとともに、国や関係機関などへも要請を行っていきたいと思います。また、これまで被保険者の負担軽減の観点から国保税改定については、先延ばしにしてきましたが、保険税の見直しについても検討していきます。今後も国への要請、国民健康保険の健全運営に努めてまいります。

2点目の保険者が沖縄県に移行となる場合の村にとってのメリットとデメリットですが、メリットは運営の規模が大きくなり、安定した運営ができます。また、財政運営を県が行うことで、地域医療構想とのリンクのもと医療費の削減が期待できます。保険証など、様式を統一することで発注コストやシステム改修費が削減でき、システムの活用により事務の効率化が図られます。新たな財政支援の創出が見込まれるとともに、減免や保険証の取り扱いなど、基本となるルールが定められ、判断基準が整うことなどが考えられます。

デメリットは賦課、徴収、資格管理、保険給付等の決定、保険事業は従来どおり責任主体が市町村であり、市町村間での住所の異動などについて、情報提供が不可欠であるためこれまで以上にシステム入力作業におけるきめ細やかな体制が必要であり、事務負担が懸念されます。県への納付金を納めるに当たり、一般会計の負担や基金からの借り入れがふえることや、これまで以上に法定外繰り入れなどの必要額がふえる可能性があると考えられます。

今後も国や県の動向を見ながら、平成30年度の県への移行の準備を進めてまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 質問事項1のほうから聞きたいと思います。先ほどまで兼次小学校の後輩たちがいて、非常に関係のある質問でしたが、いなくなってしまって大変残念でございますが、張り切って質問していきたいと思います。

まず構成メンバー、今帰仁村通学路交通安全プログラムに関する質問なんですが、構成メンバーが建設課、総務課、教育委員会などあります。この中に今帰仁中学校、北山高校が入っていないのは、何か理由があるのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 3番與那嶺議員の質問について、説明します。

この構成メンバーで、小学校のほうが入っているというのは、全国的にこの通学路の通学中に、事故が起こった事例というのは、小学生が学校に行くための通学のときに事故が起こっている事例が多くなっています。集団登校とかをやっている中にも、車が突っ込んできて、死亡事故とかが起こっている事例があって、当初は文部科学省が中心になって、こういった対策の件について、通学路の安全確保ができないかということで、最初は文部科学省から教育委員会のほうが主になって、最初取り組んでおりました。

これがまた平成24年からそういう教育委員会が中心になってやっていたんですけども、まだ国土交通省のほうから、こういった施設とか、例えば歩道のないところに歩道を整備したりとか、いろんな状況が

ハード面の形になっていきますので、国土交通省がこのものを取りまとめて、関係機関を中心に構成していくようなもので、今のところ小学校の通学路としての合同点検ということで、構成メンバーは小学校になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ただいまの説明で大體理解いたしました。アンケートを7月15日付で各学校に來た、実施したということなんですが、実施したものが私の手元にもあるんですが、このアンケートをとる時期、7月15日といいますと、夏休み直前です。そこからまた子どもに配って、保護者に行って、保護者からまたアンケートを回収しないといけないですね。そしたらもう夏休みに入ってしまうんです。この時期についてちょっと疑問があるんですが、この辺また次回からも改善する余地があるのかどうか。措置していただきたいと思っておりますが、その辺のまた見解の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質問について、説明します。

ちょうど、通学路交通安全プログラムを平成28年3月に策定して、實際この平成28年度にこの交通プログラムに基づいて、ちょっと合同点検とか、対策について話をしていく内容でスケジュールを組んだものです。4月から5月にかけて、保護者というのは小学生の保護者です。通学路の危険箇所の聞き取り、これは学校側から實際に保護者のほうにアンケートをとっていくような形になります。学校側については、その保護者からアンケートで上がったものをいろいろな危険箇所のもを確認して、学校側でとりまとめて、このとりまとめたものを建設課のほうに報告をすることになっております。

この建設課のほうで報告を受けたら、また建設課のほうで、危険箇所のほうを確認をしていくんですが、その中で、確かに建設課に報告というのは7月の日程で、このプログラムとしては組んでおります。その後、8月の末に点検日の調整を行って、8月内で大體合同点検を行っていこうというものの日程で、このプログラムは組まれております。これに基づいて対策会議とかやって後、この例えば年度でできるものと、例えば次年度に予算化しなければいけないものとか、大體この予算時期に合わせていこうというもので、この日程で組んでおります。今回、対策会議の中で、小学校の出席された担当のほうからも、確かに今言われたもので、ちょっとこの4月から、5月、6月まではいろんな学校の行事とか、そういうものもあって、なかなかそういう聞き取りも、ちょっと難しいような状況もあるという話は出ておりました。今年度もしそうであれば11月ぐらいからでも、保護者が学校も教育委員会も通しながら、ちょっと保護者のほうにも危険箇所が点検できるような日程を組めないかというものがありましたので、今後この日程も再度見直して、11月から12月ぐらいからこういう調査を始めて、次年度のまた対策会議にいかしていくというような方法もあるということで、ちょっと話もありましたので、この日程については、再度また調整をしながら行っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 課長もちょっと苦しいかなというふうに感じはしたんですが、確かに8月の夏休み期間に学校の先生と一緒に現場を見るというのは必要だと、これは重要ですので、この日程になってしまったのかという感じはありますが、であればもっと早くするとか、また今課長がおっしゃったように、

次年度に向けてちょっとゆとりをもって、じっくりやるというふうにあると思いますので、今後の課題として、じっくり確かなものになれるようにやっていただきたいと思います。そのアンケートの中で現場も何か所か見たとは思いますが、特に危険だと感じたという場所がありますか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質問について、説明します。

今、小学校のほうから危険箇所として上がっている中で、例えば天底小学校は8件の危険箇所のものが上がっておりまして、最初に国道505号から屋我地仲宗根線の三差路がありますよね、最近ローソンができたところの、この交差点についても、ちょっと車のスピードが出ていて、危ないというものがありました。それから学校を下校するときに、例えば細い道から歩いていくとか、そういうところのものも出ております。あとはちょっとやはり車のスピードが出る箇所、そういったものについて、この減速とか、そういうものができないかという話がありましたが、大体スピードが出ているのが、ほぼレンタカーとか、そういうものがあって、この前から交通安全の話もあるんですけども、立て看とかそういうものも、やはり認識させるために必要じゃないかというものも出ております。

あと今帰仁小学校については、特に例えば立て看を立てていけば大体対策ができるような内容のものですね。今帰仁小学校については7件の箇所のを確認しております。兼次小学校については、1件出ていて、今の国道505号の歩道へのガードレールの設置という要望がありまして、特に兼次小学校については、現場確認をしたときに、校長先生も一緒に現場を確認したんですが、まだ兼次小学校については、今回1件なんですけど、全字のほうからもまだ点検のものももっとあるんじゃないかという話があって、学校のほうでとりまとめて、再度またこの対策会議のほうに出したいということの話がありました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 兼次小学校につきましては、私もPTAをやっております、先ほど申し上げたこのアンケートの時期の件ともかぶっているんですが、そういうわけで遅れているといえますか、もうちょっとじっくり各字のPTAに落とし込んで、点検してもらいたいというのがあって、今の状況にあると思います。

天底小学校の校区の件なんですけど、ローソンの突き当りになりますけど、そこはもうかなり交通量が、今おっしゃいましたレンタカーを中心にふえていると思います。そこに信号機の設置要望とかもあるんでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質問について、説明します。

このローソン近くの三差路なんですけど、ここも警察のほうも一緒に現場を見て、管理をしている土木事務所のほうも一緒に確認したんですが、やはり現場でも信号機の設置は、やはり検討すべきではないかという対策は出ていました。この件については、今後信号機の設置の方向で、また行政のほうからも要請とか、そういうものは必要になってくると考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ぜひとも早急な信号機の設置を要望したいと思います。と言いますのは、今カ

ラーコーンではなくて、ポストというんですか、あれはつきり言って通行していると、ちょっとわけがわからなくなって、曲がるのが早かったりとか、かえって危ないのではないかと感じていますので、ぜひ信号機を設置していただきたいと思います。

先ほど、ガードレールの件で答弁もあつたんですが、ガードレールの設置基準というのは、国道にしろ、県道にしろ、村道とかいろんな道路があるんですが、設置基準というのは、あるんでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 国道505号の関連で話をするんですが、車道と歩道のこの接続するところ、ここに設置するのは、横断防止柵で、歩行者のほうが車道にはみ出ていかないようにと、あとは車両について、この横断防止柵で若干、防護できるような施設で、実際は横断防止柵というのは、歩行者のために設置していくようなものになります。高さは80cmの高さの基準になっておりますので、ただ歩道の反対側に設置して、こう転落したりするところ、例えば水路があつたり崖があつたりとか、そういったところは転落防止柵とあって、1.1mの高さに設置するような基準になります。ある程度、設置する場所については、交通量が多いところとか、スピードが出やすいところとかについては、設置の必要性があれば、そういうもので設置していけるものになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 課長の説明も大体理解いたしました。今回、兼次小学校のほうから要望が出ているということで、要望の箇所といたしましては、諸志のほうと言っていました。この兼次方面に向かって坂をおりていったところのカーブだと認識していますが、それ以外にも通学路ですね。子供が多いところ、兼次小学校のこの校区内でいいますと、北側の国道沿いにはほぼ防止柵はされているんです。しかし与那嶺から兼次のタンクの近辺のほうまでは、南側は全くされていない状況です。あとは旧兼次中学校の前を抜けて、今泊のほうもほぼされていない状況です。この城跡入口を中心に、そこもやはり子供はいっぱい住んでいまして、与那嶺のほうを出ますと団地があります。今泊のほうですとこのアパートも新しいアパートもいっぱい建っていまして、そこから子供たちも通学をして、兼次小学校の入り口の信号機で、大体信号をとめて渡るとか。そういった子供たちも児童も多いかと思えます。実際、私も一緒に行ったりもするので、ここは危ないなというところもやはりあるので、要望が出されたところは本当に車はスピードは出てくるし、出すところでもあるし、またすぐカーブを曲がったら横断歩道がある。そこを渡るにも渡れないとかありますので、やはりそこも重要ですが、ほかにも私が行ったところ、そこも防止柵が必要なのではないかと思います。それについても、役場のほうから要望を出していただけるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質問について、説明します。

今、話しされている国道505号の北側の話なんですが、そこは以前はちょっと数年前なんですが、設置されていない状況がありました。それも兼次小学校のPTAのほうから、防止柵が必要という要請書が村に出まして、村のほうから土木事務所のほうに要請を行って、諸志のほうから兼次小学校を通過して、今泊

のほうまで設置していった、設置できた経緯があります。今回、南側についても、確かにカーブのほうの特に危険と思われるところは設置されているんですが、直線的なところとか、そういったところが今は横断防止柵がない状況がありますので、そこも学校のほうで必要性があるということで、PTAのほうも一緒になって、そこはぜひ必要ということで、村のほうに文書の設置要請を出してもらえれば、村のほうからまた管理している土木事務所のほうに、村のほうから要請していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 はい、わかりました。

要望するように促して、言っているのかわかりませんが、PTAで私も副会長をやっている、ぜひやっていきたいと思っております。今回、この質問をしたのは、10月の末ですか、神奈川県横浜で、集団登校していた小学生の列に軽トラックが突っ込んで、小学校1年生の男の子が亡くなったということで、ガードレール、この横断防止柵などがあれば、軽トラックほどの車両ですと死亡事故は防げたのではないかという思いがありまして、今回このガードレールの設置について、質問させていただきました。また観光客もふえています。このレンタカーや観光バス、大型の観光バスもふえていて、レンタカーに関しては、もう本当に村内を走っている車は、3台に1台ぐらいはレンタカーではないかというぐらいふえていて、今レンタカーの皆さんは、道そんなにわからないのに、スピード出して行って、本当に子供たちがそばで歩いているのを見ているだけでも、ちょっとひやひやするときも多々ありますので、早急なガードレールの設置を要望していきたいと考えています。

それでは次に、国保の質問に移りたいと思っております。答弁の中で赤字解消に向けて、医療費の適正化、収納率の向上を基本としますとあります、医療費の適正化というのは、具体的にどのようなことなんでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの3番與那嶺議員の質問にお答えいたします。

例えばそれぞれが健康に留意して、病気の予防や早期発見を行うことで、重症化をしないで医療の適正な医療を受けていくということが第一かと考えております。

安定的な財政運営にも、その医療費の適正化というのは、大変効率的な役割を担うために、国保の財政をきちんと運営する中では、医療費の適正化を図るということにしております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時52分)

仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 先ほどの質問の答弁漏れがございましたので、ご説明いたします。

重複受診、それから早期発見のための早目の受診、それからジェネリック医薬品の推進、それからレセプト点検をきちんと行って、適正に医療費が支払われているかどうかをチェックしていく。そのようなことで医療費の削減を図っていくというのが、医療費の適正化というふうになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の説明で理解いたしました。確かに重複受診、特に整形外科とか、整骨院と

か、そういったのも、結構気をつけないといけないところでもありますし、ジェネリック医薬品ですか。安い薬を。効果はあまり変わらないけど、新品の高い薬を買うより、ちょっと型の古い薬を使うことで、この医療費が少し減らされる、削減できるということだと、それが適正化だということで理解いたしました。

その次なんですけど、特に力を入れているのが健康づくりということでもあります。私もこの健康づくりですね。私も訴えていますけど、なかなかお腹の大きさが減らないという、口ほどにもない自分も戒めているものでありますけど、健康増進事業、健康長寿作戦会議などがありますが、健康長寿作戦会議というのは、各字でやるものだと思っておりますが、これの実績等がありましたら、手元にございましたら、説明を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、ご説明いたします。

議員がおっしゃった「健康長寿作戦会議」でございますが、各字で実施させていただきました。この事業は、健康長寿作戦会議として、各字でそれぞれの字で何が必要で、何をしたら健康づくりにつながっていくかというところで、ワークショップ形式で開催をさせていただきました。延べ人数392名の皆さんが参加して、字平均約20名ほどになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 字平均、約20名多いとはいいがたい数字ではございますが、各字、全字網羅したということで理解してよろしいでしょうか。この作戦会議ですが、村民の意識づけについては、本当に効果的なものだと、参加している皆さんも本当に何をやったらというのを自分たちで考えるという意味では、いい政策、施策だったなというふうに感じています。

その前の「健康増進事業」といいますのは、またいろんなやり方があると思いますが、これの具体的な事業ですね。あればお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまご質問にお答えいたします。

先ほどの健康長寿作戦会議は、全字で実施をしております。それから健康増進事業でございますけれども、健康教育であったり、それから健康相談、健康講演会等を行っておりますけれども、特に今、各字ではバランスボールの教室を開催して、転倒予防防止につなげたりとか、少し体のどこか痛いというところを、きちんと治す、家庭でできる運動を教えるというふうな形で、各字ではバランスボール教室を重点に行っているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 これも各字でされているということで、先日、私は諸志ですので、諸志区のユイマール事業で、ちょうどバランスボールを池原先生がいらして、このバランスボールのあれをやったところでもあります。これは次年度もやるのか。やっていく方向で検討しているのかというのもまた、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいま質問について、ご説明いたします。

大変、好評を得ておりまして、次年度もかなり開催のお声がかかっております。このバランスボール事業、池原先生の授業につきましては、さらに強化をして取り組んでいく予定でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ぜひですね、やっていただきたいと思います。

このバランスボール教室もしかりなんです、健康教室というのもございますね。これもどういったものかというの、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 健康教室でございますけれども、高齢者の皆さんを対象にした水中教室であったり、貯筋教室も開催しながら、以前はズンバの教室もやったりした経緯がございます。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今、体育館では水曜日ですか、ナスクのほうでズンバ教室もされています。これも大変人気で、足の悪い高齢者の方も、椅子に座ってズンバ、村長ズンバご存じですか。まずそこからお伺いします。ズンバというのがあるんですけれども、説明は課長のほうから、私がやりますか。ちょっと、踊りはしないですよ。ズンバというの、さっき調べたら、もともとはコロンビアかどこかが発祥でラテン系の音楽やほかの音楽に合わせて、エアロビクスとはまたちょっと違って、ダンス、ステップを中心にしてやる有酸素運動といいますか。そういった運動なんですけれども、これ今、どんどん改良されていて、足腰の強い方ももちろん、健康な方もできるんですが、そうじゃなくて、膝にちょっと不安のある方も椅子に座って、足を動かしたり、もちろん上半身も動かします。そういったことを今、体育館のほうで行われているんです。こういった教室も今後ずっと続けていただきたいと思っています。それに対して、村から財政支援であったり、そういった支援ができるのか。やっていく方向で検討できるのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、ご説明いたします。

議員がおっしゃったそのズンバ、改良して足の不自由な方々でも、足腰の弱いお年寄りでもできるという、大変好評を得ていると聞いております。今ズンバゴールドと呼ばれているのが、そのできるだけ多くの方が参加しやすいような形で改良がされたものでございますが、この件水曜日にナスクが県からの事業をとって行っているんですけれども大変好評で、村が実施していたときよりもまた多くの人数の皆さんが参加をしてくださっていると聞いております。

継続が大変必要かと感じておりますので、この参加した皆さんもぜひまたこれからも継続をしてほしいという声も届いておりますので、村がどのような体制で支援をしていったらいいかも含めて、サークル的な活動がまたできていくのか含めて、協議をしていきたいと感じております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 大変、前向きな答弁といたしますか、説明をいただきました。

今このズンバ教室をやっているんですが、このやり方といたしますか。昨年もナスクのほうで貯筋運動を

実施してまして、それも体育館であったり、去年は保健センターでもやっていました。そのときに送迎をナスクのスタッフが今帰仁診療所の10人乗りのバンを借りて、村内あっちこっち回って、車を持たない高齢者の方の送迎をしていたという経緯がございます。それをちょっと、今のナスクのスタッフには、少し負担になっているというのもやはりあるんですよ。そこら辺の支援といいますか。できないものかと今感じているんですが、その辺また検討していただけないかと思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまのご質問について、説明いたします。

議員がおっしゃるように、事業を中央のほうの運動公園で行うということは、足がないお年寄りとか、対象者の参加される皆さんにとっては、非常に大きな課題になっております。ナスクのほうとも包括の事業を委託する際にも、この問題が大きく上がりました。そこで先ほど一つの手として診療所の車をお借りして送迎をした経緯がございます。今現在、今年度は包括の職員が前もって、送迎の必要な方を把握できた場合は、今送迎を行っているところであります。今後はこの送迎については、何らかの支援ができるような形でいけるように、私どもも考えていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 何らかの支援といいますと、今はまだないですね。何かと言いますと、コミュニティーバスですね。以前に私も一般質問をして、コミュニティーバスなんですが、前村長の幸人村長のほうからも前向きに検討していきたいと答弁をいただいております。ここで新しい村長、喜屋武治樹村長、コミュニティーバスいろいろと情報はあるかと思いますが、そういった観点からも健康増進という観点からも導入していくお考えはないか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 與那嶺 透議員の質問に、お答えいたします。

このコミュニティーバス事業については、先ほど前村長の時代に、もう既に北部連携促進事業にのっております。平成29年度の後期の事業の非公共で、今帰仁村はのせてありますので、早く採択できるように、最大限の努力をしていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 はい、わかりました。ぜひ早目に平成29年度後半といいますと、まだ1年先だと思っておりますが、できることを期待していきたいと思っております。ぜひですね高齢者、足のない方、車を持たない高齢者の方にも保健センターであったり、運動公園もそうです。行けるように実施できたらと思っております。

次に、答弁書のほうで、財政支援繰り入れではなく、収支不足への対応策の検討を行うとともに、国や関係機関等への要請を行っていききたいと答弁があります。構造的な部分、この国保の構造的な部分をぜひ改正してほしいという要望なのかなと思っはいるんですが、ちょっとわかりにくいところもありますので、具体的にどのような要請なのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 與那嶺 透議員の質問に、お答えします。

この国保事業の運営については、本村だけではなくて、全県大きな行政の中心課題と言ってもいいぐらいの状況になっております。ほとんどの県内のほぼ9割近い市町村で、非常に運営が厳しいということで、累積赤字も市クラスでは何十億円か抱えているところがあります。30年度の経営の一本化に向けて、これは11月でしたか、全県の市町村長、そして国保財政担当課長会議がありまして、そこでも沖縄県の国保事情の厳しさというのが確認されまして、去った11月の16日、17日、18日、全国の町村長大会があったんですが、その翌日の17日にほぼ全町村長、それと全市長、2カ字の市長はちょっと私用で来ていませんでしたけれども、それと県内の17の議会議長、そして沖縄県の副知事、そして国保連合会の会長とか、総勢で50名近くでしたか、東京に集結しまして、町村長大会ということでありましたので、ほかの市長とか市議会議長、県の副知事はそれにあわせて東京で集まりまして、その直接、総理官邸に内閣官房長官に要請に行きました。大型バス1台が官邸に横づけされまして、恐らく官邸の歴史上始まって以来じゃないかと思っていましたけれども、行政は菅官房長官に沖縄県の会長から、南城市の古謝会長が会長ですけど要請しました。非常に期待していたわけですが、「承りました」ということで、具体的な返事はなかったんですが、その後、新聞を見ますと、要請したにもかかわらず、非常に厳しいなど。今もう既に、きのう、きょうもマスコミ、テレビでも報道されているように、高額療養費の所得の高い人は、限度額も引き上げていくようなことで、国としてもかなり国保に支援をしてきたわけですが、要請するだけではなかなか一筋縄ではいかないなという感じはしておりますが、しかし引き続き、要請はするべきだと思います。

その中で特に沖縄県から強調したのは、恐らくさきの戦争とも関係しているのではないかとということが言われていますけれども、非常に前期高齢者、昭和18年から19年、20年、21年ぐらいまでの人口が非常に少ないと。全国に比べてですね。そしてその年齢層に対する国からの交付金が非常に極端に、全国と比較して低いということも、非常に国からの交付金の算定がほかの都道府県に対する交付額より少ないんじゃないかということも、具体的な数字も示して要請はしております。引き続き、全県の市町村会、あるいは県とも連携をしながら要請活動、沖縄の国保財政の支援についてはやるべきだと思います。それと同時に、先ほど課長からもありましたように、今進めている健康推進事業、それから予防事業ですね。そういうものも総合的にやはり進める以外は、この解決策というか、そういうのではないかと考えております。その中で一つの方法として、やはり医療費はずっとここ数年伸びているわけですから、やはり伸びた段階である程度は、これは加入者には負担がかかるわけですが、やはり少しずつ税の改定についても、検討をして加入者にも理解を求めていかないと、据え置きをして負担を軽くするのはいいんですけども、これが平成30年度、県に移行する段階になって、これまでの累積赤字を全部解消してから、県に統一、加入しなさいということになると、これはもう一気に税の引き上げとかになると、これは国保加入者はなかなか負担できない面もありますので、そこら辺も踏まえて、この次年度については、今進めている健康づくり事業も引き続き強化をしながら、国保税の見直しについても、検討をすべきではないかと私は思っておりますので、次年度の予算編成に向けて、この件についても、改定、見直しについても、内部で十分議論をした上で、結論を出していきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 村長、大変苦勞されているという感じも受けました。今後とも国、関係機関に要望して、要請していただきたいと思います。

村長新たに、新年度に向けて、新しい何か先ほどと重複するかもしれませんが、健康づくりにしろ、この保険税の見直しも一つかもしれませんが、次年度に向けてほかにもまた政策とございますか。施策を考えているのか、お持ちなのか。お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 3番與那嶺 透議員の質問に、お答えします。

すぐこれということは今、ちょっと考えていませんけれども、先ほど課長からも答弁がありましたように、今事業実施している中で、予算編成の時期、各課から要求が出ていますので、その中で多額な予算が必要なものは少し計上できるかわかりませんが、先ほどのズンバでしたか。ああいうものへの非常に効果もあるということですから、そういうものについては、次年度でこの今ナスクがやっていますけれども、先ほど課長から答弁がありましたように、地域包括支援センターの職員が把握はしているけれども、そのまた地域包括支援センターでその送迎ができるかどうかというのは、非常に厳しい面もあると思いますので、その件については、次年度にこの担当課と調整をして、計上できるような取り組みを検討していきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 村長、前向きにこのいろいろとやっている事業ですが、教室等を強化していただいて、そのサポートする体制も村挙げて、できてくれたらと思います。

次に、メリット、デメリットの質問ですが、財政運営を県が行う上で、地域医療構想とのリンクと答弁がありますが、地域医療構想とは、具体的にどのようなことを指しているのか。またそれとどういうふうに関係して、今帰仁村がかかわっていくのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、お答えいたします。

この地域医療構想でございますけれども、国が各都道府県ごとに定めるように、義務づけをしたものでございますが、今北部、中部、南部と圏域ごとに各保健所を中心に、各機関の代表者を含めて協議を進めているところでございます。内容ですけれども、その病床の数、それから病床が持つ機能の分担、役割分担等を含めて、地域でどのような医療体制が必要なのかということを考えていきます。

先ほどの重複受診等もありますけれども、北部の中で慢性期の病床数が幾つあるのかとか、急性期の病床数が幾つあるのかという、洗い出しをして各病院も機関も協力をしていく医療体制を整えていく中では、また慢性期の病床数は減らす方向で恐らくいくと思うんですけれども、そうすると、在宅の医療の強化がまた必要になってきます。そういう医療の構想の中で支援策も練られていくところですが、医療を供給する体制と、その供給された医療費を支払うという国保側の情報交換等も含めて、リンクをさせることで国は、市町村に医療の適正化、それから医療費の削減が大きく進むのではないかと考えているので、国の施策の中で、県の統一化ということが一つ上がったことになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ちょっと難しいあれですね。

今、北部でも、ささやかれている県立北部病院と医師会病院の合併についても、これの構想にも入ってくるのかと思うんですが、違いますか。これとはまた別の話ですかね。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、ご説明いたします。

この地域医療構想の中で、北部病院とこの医師会病院の統合についてというのは、若干の意味合いが違ってくるのかと思いますが、北部圏域、北部やんばる地域で医療の体制がどのようなほうがいいのかということは、それぞれの院長、それから保健所も含めた中の協議も行われていると聞きますが、特にその統合をするという、一つにするという大きな意見を出しているのは、北部の12市町村長会が、それを声を出して、その方がいいのではないかという研修もしたと聞いておりますので、地域の医療構想とは若干ちょっと、また意味合いが違ってくるかと理解しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 はい、わかりました。私の思い過ごしといたしますか、勘違いでした。

先ほどの説明の中で慢性期の病床数を減らすというか、まとめるとの説明がありましたが、慢性期とは具体的に、どのような病状といたしますか、症状なんでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、お答えいたします。

慢性期というのは、病気が慢性化して、なかなか治療をしても治りが急速に治るというわけではないような状態の皆さんを入院させる病床数と理解をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 例えば透析とか、そういったものが病床なのかというふうには感じましたが、こういったことも沖縄県に保険者が移ると、そういうこともできるということでもあります。

あと保険証などの、様式を統一するというところで、発注コストが削減できるということなんですけど、それでまたデメリットなんですけど、答弁を聞いた感じなんですけど、仕事の量はそんなには変わらないと。かえって住民から吸い上げたものを、また県に持っていくという手続等がふえるということで、負担がふえているのかと理解してもよろしいでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、お答えいたします。

それぞれの平成30年度に向けて、各部会を立ち上げて、いろんな協議をしながら、どのような方向で進んでいくかということと、県をのほろと、他県のほうを中心に、市町村の担当が議論をする中で、やはり先ほど議員がおっしゃったように、これまでの事務は市町村単位が主体となって責任を持つという中で、県への情報提供がかなりきちんとした状態で行うということでは、事務の負担と職員の負担感が大きいのではないかという感じを持っております。ただこのシステムも国のほうから、統一したシステムが来ますけれども、これ以上に、例えば保険証にしても、いま今帰仁村がやっているように健診の受診券をつけた状態にすると、国のほうでの対応はできないので、自庁のシステムで整えてくださいということになります。

と、さらにまたそこはコストがかかるというような形になりますので、事務の面からすると、若干今のところは負担が大きいのかと感じております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 まさにそのとおりですね。保険証には受診券ですか。これは今帰仁村独自でされていることだと思いますので、この分に関しては、ちょっと職員の皆さんにも手がかかると思います。

最後に、累積赤字2億8,000万円近くあります。先ほど、村長の答弁にもございましたが、累積赤字を抱えたまま、県へ移行するという、なってしまうのではないかと。仕方ないことなのかもしれませんが、そうなった場合、今帰仁村はどうなるんでしょう。そのまま赤字を抱えたまま、財政は、お金は県にある。だけど赤字はこっちで持っているという感じになるんでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問について、お答えいたします。

議員の認識されているとおり、各市町村の赤字については、県は一切引き取りませんということの今の体制をとっております。今、2億8,000万円ほどある今帰仁村の赤字でございますけれども、村としては、県に行くときはゼロベース、この赤字は残して、何らかの方法で対応ができるというところはまた協議をしていかななくてはいけないのですが、財政も厳しい中で、今年度の単年度実績、決算を黒にするのが、今やっとならないのかという感じの中では、非常に厳しい状態ではございますが、今後財政とも相談をしながら、村長とも相談をしながらというところでこの赤字の分をクリアして、県への移行に臨める体制を整えていきたいというところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 そうです、そういうふうにしてやるしかありませんよね。特政令があればすぐ消えるんですが、そういうわけにもいきませんので。少しずつ、少しずつ、積み重ねて累積の赤字をなくしていかなければ、村の財政負担もさらに増すことになると思いますので、ぜひまた皆さん、私たちも含めて、医療費の削減から始まって、財政支出の削減、投資するところは投資していくというふうに、政策を村長初め、施策をやっていただきたいと希望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時26分)